

平成18年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年3月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年3月23日 午前10時05分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	延会	平成18年3月23日 午後5時33分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	欠
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役		農林課長(本庁)	平山 智重
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	江口 幸一郎
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	太田 長寿
	書記	堀越 千恵子		

平成18年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年3月23日（木）

本会議第5日目

午前10時 開 議

日程第1 議案の訂正について

日程第2 議案審議

- 議案第45号 嬉野市表彰条例について
- 議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例について
- 議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について
- 議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例について
- 議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例について
- 議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について
- 議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例について
- 議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について
- 議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例について
- 議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例について
- 議案第55号 嬉野市分担金徴収条例について
- 議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について
- 議案第57号 嬉野市水道審議会条例について
- 議案第58号 嬉野市消防審議会条例について
- 議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第63号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について
- 議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議について
- 議案第67号 平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成18年度嬉野市一般会計予算
- 議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

午前10時5分 開議

○議長（山口 要君）

本日は副島敏之議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案の訂正についてを議題といたします。

市長から提出されました議案につきまして、お手元に配付の正誤表のとおり訂正したい旨申し出がありました。議案訂正の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議長のお許しをいただきましたので、議案の訂正についてお願いを申し上げます。

お手元に配付の内容でございますが、議案第50号の12項目につきまして、第3条の第3項、1ページの25行から、第9条の第3項、3ページの23行までの12項目につきまして、別紙の資料のとおり訂正をお願い申し上げるものでございます。

続きまして、議案第51号でございますけれども、第4号の「商習慣上」を「商慣習上」と訂正をお願いするものでございます。

議案第60号でございますけれども、これにつきましては別表の給与額が3個誤っております。226,800円、303千円、396,600円と1ページから3ページまで改めるものでございます。

続きまして、議案第80号、水道の予算書でございますけれども、この貸借対照表、16ページでございますけれども、「営業外未収金」を「保管有価証券」と改めるものでございます。

以上、4議案につきまして御訂正をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

では、お諮りいたします。議案第45号から議案第80号まで及び諮問第1号の37件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第80号まで及び諮問第1号の37件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2．議案審議を行います。

議案第45号 嬉野市表彰条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

これは、所管で申しわけないんですけれども、非常に重要な条例でございますので、市長に質問をいたしたいというふうに思います。

この条例については、いわゆる市長が国民保護協議会というのを設置して、そして国民保護計画を諮問するわけですね。そして答申を受けるわけです。

その前にちょっとお伺いしたいんですけれども、今度のもとになっているのが国民保護法、いわゆる武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律がもとになつとるわけですね。そのことは御存じだと思います。この協議会の会長になられるわけで、非常に重要な課題だと思うんです。それで、市長にお伺いしますけれども、この国民保護法とは概要はどういうふうな内容になっているか、御存じだったらお答えをいただきたいというふうに思います。保護法の内容ですね。そして、これはいわゆる武力攻撃を受けたときに嬉野市で言えばどう市民を守るかという条例なんです。計画をつくるための協議会の条例なんですよ。そういう意味で非常に重要だと思うんです。そこら辺についてまず1点と。

それともう一つは、いわゆる基本計画の中で武力事態の種類を規定されているわけです。四つですね。武力事態4類型というのと緊急対処事態4類型、この八つの事態に対処するため国民をどう保護するかということを決めていくわけです。そこら辺の内容についておわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

詳しいことが必要でしたら、手元にございますので、資料としてお届けをいたしたいと思
います。

ただ、これは議員御承知のように、最近の国際的ないろんな課題があるわけでございまし
て、そういう中で、本来あってはならないことでございますけれども、いわゆる簡単に言い
ますと、国際的なテロ、また武力行為というものに対しまして、過去、我が国といたしまし
てはそういうふうなことを想定していなかったわけでございますけれども、想定せざるを得
ないという判断も、やはりどこかにあったのではないかなというふうに思います。

そのようなことで、今回、国の責務として国民を守るということで法整備がなされたわけ
でございますが、私たち地方自治体といたしましても地域の住民を守っていくという責務が
あるわけでございまして、その一環と解釈をして、このようなことで協議会をつくるという
ふうなことで動いておるわけでございまして、御理解をいただきたいと思ます。

また、そのような中で、今議員御発言の責務——責務とおっしゃったんですかね。

○20番（山田伊佐男君）

いや、八つの事態を想定してあるわけですよ。国民を保護するための基本指針の中で八つ
の事態を想定して、武力攻撃ですね、そしてこういう保護計画をつくるというふうになつと
るわけです。これは一部ですよ。

○市長（谷口太一郎君）

誘導の指示ということでしょう。

○20番（山田伊佐男君）

いやいや、武力攻撃があるから……

○議長（山口 要君）

ちょっとストップしてください。ちょっと済みません。座談会じゃないんで。暫時休憩し
ます。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国民保護法が想定する事態、武力攻撃の事態ということで八つございました。1点目が着陸・上陸の侵攻ということですね。いわゆる上陸してくるということだと思います。それから、弾道ミサイル、それからゲリラ・特殊部隊、航空攻撃、それから危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、それから多数の人を殺傷する毒性を有する物質等による攻撃が行われる事態、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態、その八つだというふうに理解をいたしております。そういうことを想定して国民保護法が制定されたということでもあります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

従来の防災計画とか、そういうのと全く違う今度のは計画をつくらにゃいかんわけですよね。私、所管の委員会でしたので、余り言えませんが、今言われた八つの事態が本当に起こり得る情勢にあるのかというのが、こういうことを議論しても一緒なんですけれどもね。しかし、その裏には有事のときをどう備えるかというか、国民、市民を保護するかということにつながっていくんで、従来の計画とは違うわけですね。それで、原子力の放射能物質が漏れたら、原子力の防災計画の中できちっと規定をしてあるわけですよ。例えば、10キロ以内の市町村自治体では訓練を実施しなければならないとか、全く新しく出たこういう計画なんで慎重にすべきだという意味で私は今質問をいたしたところです。

一つ、この参考資料としてお配りいただいた法律、その裏側に市町村協議会の組織ということになっとるわけですね。この中に、委員は次に掲げる者のうちから市町村長が任命をするというふうになっとるわけです。いわゆる市町村長が委員を任命しなくちゃならないわけですよ。その中に、自衛隊に所属する者、この任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限ると。ここが一番今までになかったことなんです。それはなぜかという、やっぱり武力、いわゆる戦争というものが前提にあるという部分もあると思うんです。

市長、これは常任委員会の中でも自衛隊員を任命するというふうに所管の課から言われた

んですけども、この法律をよく見てみますと、委員は次に掲げる者のうちから市町村長が任命するというので、必ず自衛隊員を任命しなければならないというようなことにはなっていないんです。それで、市長に質問しますけれども、市長としては自衛隊員を委員の中に入れるということで考えておられますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この法の目的とする外的な要因等に対して、専門的と言うと語弊がありますけれども、ある程度の知識を持って対応できるということになると、やはり今国内で御担当できる方というのは自衛隊の職員ではないかなというふうに思っておりますし、また、従来の私どもの地域とのかかわり等も考えてみますと、自衛隊の職員を任命させていただくということで方向性としては考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

市長が任命されるわけで、しかし、これは非常に重要なことなんですよ。テロあたりになれば、警察、消防あたりが対応していくということになつとるわけ、別の部分もあるんですけども。自衛隊員を入れるということは、それなりのいろんな考え方があろうかと思えますけれども、じゃあ、攻められてきたと、そしたら自衛隊員は国民を保護するために避難誘導をする方向に実際なつたときはなるんですかね。そうじゃないと思うんですよ。専守防衛ということで、自衛隊は敵が入ってきたら戦うという方向に進まなくてはならないというふうになるわけで、実際は自衛隊員を入れたとしても果たしてそういう事態が起こったときに役に立つのかというと、私はならないような気がしてならないわけです。

もう一つなんですけれども、やっぱり基本的人権を守るというふうになっています。思想、信教の自由、そういう部分については尊重をするとなっているけれども、そうなれば、この協議会の中に人権について十分御存じの方を入れることが筋ではないかというふうに思うわけです。そこら辺について御答弁をいただきたいと思えます。

そして、私の希望としては、やっぱりパブリックコメントをしっかりと求めることが非常に大事じゃないかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

その自衛隊のお願いした方がどのように対応されるかということにつきましては、いろいろなお考えもあられると思いますけれども、私どもの法整備に基づいて、条例についてお願いするというございますので、私どもの条例の範囲の中で御活躍をいただくというふうに判断をいたします。

また、そのほかのいろんな委員等につきましても、一応任命するというございますので、議員の御発言等も参考にしながら任命をしてみたいと思います。

それから、パブリックコメントのこともございますけれども、現在、条例としてお願いしておりますので御検討いただいて、そして御承認等をいただければと思っております。

以上ございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の49号の嬉野市行財政調査委員会条例、これはもともと塩田にあったころには行財政改

革というふうな名称であったと思いますけど、地方自治法第138条の4をちょっと見てみますと、ただの調査じゃないかなというふうな感じがいたしますけれども、本当は塩田にあったときにはいわゆる行政改革という言葉が強くうたわれていたわけ、改革が。これは調査ですから、その138条の4を見てみても、そういう文言は私が見た範囲では見当たりませんが、これについてはそこまで含めたことをされていかれるわけでしょう、この文章で。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

今回の条例につきましては、今議員の御質問につきましては、この名称ということでございますけれども、これは旧嬉野町にございました条例で、合併協議のときにその辺の打ち合わせをされたということでお聞きしております。内容につきましては、改革プラン等を作成させていただきまして実際行うわけでございますので、この調査という文言はどうかということでございますけれども、こういう文言をお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

嬉野とのすり合わせの段階で嬉野のものがそのまま来たんじゃないかというふうに言っておられますけど、いわゆる地方自治法の根幹からして見て、塩田の場合は、ほかの地方自治法が適用されたか知りませんが、改革という文言が今叫ばれている時代ですから、調査では余りに、ただ調査をするというふうに地方自治法の中にもうたってあるように思いますけど、私はこれにはちょっと、本当はもう少し一歩踏んで、何ならば3条の委員の15人の方がそういうふうな人に該当していくんじゃないかというふうに思うわけですから、その人々を選定するときにも調査委員会というふうなことで、その委員になられた方も思われるし、改革となれば改革になったという気持ちでやられるし、そういう点では大分、先々未来について違うじゃないかと思えますけど。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

今議員御指摘の内容でございますけれども、この選任に当たりましては、改革という形がかなり強く出てくるかと思えます。当然、行財政の新たな、財政が非常に厳しゅうございますので、そういう見直し等を含めて、そういう色合いが強いものだということは十分認識しております。そういう形で公募の方3名。その他の方をお願いするに当たっても、その辺を含めてお願いをしようかということで考えております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の3条の中の委員の15人、公募が3人、嘱託員、あるいは議員のOBとかというふう聞いておりますけど、この選任に当たっては、過去、割合に充て職というですかね、それが一番選出する側になれば余り頭が痛くない、骨折らんでよかわけですね。例えば、婦人会長とか、あるいは何々長とかいえば、その人はそこに仕事があるんですから、それを専門にする人でもなくして、私はこういうときにはもっと時間かけて掘り起こして人選をするような体制で臨んでもらいたいと思います。ややもすれば、そういうふうな長になる人は、あっちも長、こっちも長と、町長のようにあっちこっちですね、仕事は何もできんわけですよ。きょうも会議、あしたも会議てん、本当のことはできんと。ですから、私は本当に専門にあられる、また時間もあられる人を選んでくださいというふうをお願いしたいんですけど、いいですかね。答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに各団体の代表をお願いするときは会長さんという形が非常に多うございました。そういう形で、旧塩田町も旧嬉野町も一緒だと思いますけど、この委員会の選任に当たりましては、仮に団体から推薦をいただく場合でも代表という格好でできるだけ若い方なり、そういう新たな改革的な意見を持った方を出してくださいということで、できれば会長さんじゃない方がいいですよというふうな言い方もしていいかと思えますので、そういう形でお願い

をしようかとも考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことは、先ほどのことも同じですけど、もっともっと大事な条例じゃないかと思って私も認識しております。その中で、特に遂行体制を確保するという非常に強い言葉がうたわれているように、あくまでも行政はたんたんと業務されるような環境じゃなからんと、どっからかいろいろな災いが入って精神的に参ってみたいりすれば、全く行政は立ち行きできんわけですね。ですから、そういう意味のことをここに文言で、恐らく嬉野にあったやつをつかって持ってこられたと思いますけど、その中で3条の2に、職員云々とあって、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為の要求があったときは、これを拒否しなければならないということは、この文言ではわかりますけど、実態としてどういうふうな拒否をしていくんですかね、そういうことがあった場合。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

このことにつきましては、さまざまな要求等が出てくるかと思えます。それを選別するに当たっては、ケース・バイ・ケースだということをお願いをしたいわけですがけれども、実際、情報公開等でも出せる資料、出せない資料等もあると思えますので、その辺は市の体制で全職員、特に部長中心にそういう形で対応させていただきたいと思っております。当然その上に市長なり助役なりいろいろいらっしゃるケースがあるかと思えますけれども、そのケースに当たりましては、全職員一丸になり、また公正な判断をして当たるべきだということで、特に強い意志を持って、内容等に違法等があるかないかは十分精査をして対応させていただ

きたいと思います。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

違法とまでいかなくても、違法にすれすれな違法ちゅうですかね、あるいは玉虫色のように、こっちから見りゃこういうふうになると、あっちから見りゃこういうふうになるというふうなことでやってこれれば、なかなか対応が難しいじゃないかと。ですから、そういうふうなことが過去ずっとあってきた例も、私も事実知っておりますし、それが今度は市ですけど、市の行政に非常にマイナスを来すと。そうなれば、せっかく合併して新市が誕生してよき船出と思ったら、そういうことで災いされては困ると。ですから、そういう点で、今言われた上司が寄ってたかってと。上司が寄ってたかってされるようなことを想定したときはどういうふうな場面がありますかね。例えば、電話が20分も30分もかかってきたときに寄ってたかってどういうふうにしますかね。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今までの内容等についても、新市に当たっても、いろいろのケースがあるわけでございますけれども、このことについては、ある一定の方向をきちっと出して、そのように対応させていただきたいと思います。例えば、同じような質問を何回もされたとか、回答は1回できちっと対応させていただいて、それで納得できなければ、もうこちらとしてはいろいろな手続をするとか、そういう形が出てくるかと思います。

それと、非常に法律的なものもあるかと思いますが、弁護士等、法令に詳しい専門の大学の先生方に御相談をしながらきちっとした対応をさせていただいて今後は乗り切りたいと思いますので、特に市長初め市の職員一丸となってそういう対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

次に4条ですね。4条も同じ関連ですけど、この辺は非常に大事なことですね。部下職員

の公正な職務の遂行の確保に努め、適正な指導監督をします。これは当たり前のことですが、これがやっぱり世の中にいろいろありまして、あなた方も大変と思いますけど、このことについてはしっかり守っていただきたいと思います。

それから、その次のページの7条の中に、遵守委員会をつくると、委員は5人以内をもって組織するとありますが、この5人以内という遵守委員会の委員の中にはどういう人々を選定されるつもりですかね。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

この5名に想定されている方につきましては、まず弁護士さん、それから人権擁護委員さん、それから暴力対策等の警察関係の方、それから法令に詳しい大学教授の方、それと市役所OBの方と申し上げますかね、そういう方たちの5名を想定しております。

○議長（山口 要君）

もう4回目になります。（「あ、そうね」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

今回、国民健康保険税の引き上げというようなことで、嬉野市民にとっては非常に大変な条例じゃないかと思っておりますけれども、塩田町においては、ポイントとしては0.8ポイント引き下げですかね。嬉野町においては0.7ポイント引き上げというようなことになっておりますけれども、これは合併協議会の中では、合併年度についてはこのまま暫定でいくというふ

うなことで、新年度から改正するというところで協議がなされておりますけれども、合併協議会の意見については私も十分尊重しておりますけれども、今回の引き上げについて市民にどういうふうな説明責任をしていくのか、その点お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

説明責任ということでございますけれども、この議会で議決をしていただければ、早速5月の市報でお知らせをし、そしてまた別の方法で、国保の被保険者に対しても何らかの方法でPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

引き上げ、議決を受けてから説明していくというのはどうかと思っておりますけれども、今回の取り扱いについては余り拙速過ぎじゃないかと私は判断しておりますが、その点についてはきちっとした説明を市民にしていくべきじゃないかと私は考えております。

そういうことで、もう一つですが、軽減措置をされておまして、7、5、2の割合ですけれども、所得に応じてということで考えておりますが、この割合について低所得者はどのくらいから割合も含めて策定されておるのか、その点説明していただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

軽減措置につきましては7割、5割、2割、それぞれ軽減の措置がございますけれども、合計をいたしまして、これは国保連合会の方で財政の診断をしていただいたわけでございますけれども、人数で5,168人、平等割で2,761世帯ということになっております。それぞれ税を算定する段階で、その所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っていくわけでございますけれども、さっき言った人数、世帯となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

世帯数は、ここに資料によって医療一般分についての軽減合計5,163人、今部長が申し上げられましたように書いてありますけれども、2割、5割、7割の軽減の所得者、所得に応じてというふうなことですけれども、7割軽減の方は年間どのくらいの所得者が該当するのか、その点をお尋ねしたいと思います。7、5、2の割合を示していただきたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調べたいと思います。

○議長（山口 要君）

それでは、ちょっと暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

御迷惑をかけております。ちょっと今確認をしている状態ですので、後だって御報告を申し上げます。どうも失礼しました。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今回、国保税の税率を変えたということになるわけですが、西村議員が言われたように、旧嬉野町民にとっては、やっぱり負担増という形になつてくるわけですね。合併する

ときにうたい文句といたしますか、サービスは高く負担は低くというふうなことの議論があったわけで、それからいくと、これは旧嬉野町民の方も不服だと思うんです。合併協議会で協議をされて、その分については尊重するわけですけれども、いわゆる国保税については目的税ですよ、市町村が課することのできる。となれば、合併特例法で言えば、不均一課税がはっきり言ってできるわけですよ。しかし、17年度だけ合併してから不均一でいって、18年4月からは調整をして統一すると。これちょっと部長にお聞きしたいんですけれども、不均一課税ができるのにこういう形になったのは、やっぱり合併協議会での議論が先行したからということですか。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

今議員お尋ねのことですけれども、合併協議会で何回となく協議をしていただいて、18年度から統一しますということになったわけでございます。

今までの旧2町につきましては、国保事業についてそれぞれ状況が違ったわけでございますけれども、そこら辺を統一するという事で、嬉野市民全部で相互扶助ということで統一をし、御理解をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まあ、部長を責めてもそれ以上の回答は出ないと思いますけれども、合併特例法でいけば、合併した年度と以降5年については不均一でできるというふうになつとるわけです。その適用を受けていないということだろうけれども、そこら辺については市民の方々からかなり不満が出るということは御承知おきいただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例について質疑を行います。質疑あり

ませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについて3回まで言ってね、3回以上言われんですね。

○議長（山口 要君）

はい。

○19番（平野昭義君）

少し長く言います。まず8条ですね。ここを読んでみたら、入居者の申し込みがあつて、数を超えたら抽せんを行うと。そして今度は、その下の2にいけば、親族の多い者がいいんじゃないかというふうなことになりますけど、結局、強いて言えば、家族が多い、同居の多い方を優先されるというふうはこの8条は理解しとっていいわけでしょう。これが一つ。

それから二つ目、8ページの一番後ろの方ですけど、下宿ふれあい住宅、木造2戸ですね。この2戸が17年から建設されておつたと聞いておりますけど、この内容について、まず2戸の建設費は幾らかかったのか、平屋か2階建てか、坪数は1戸でどのくらいあるのか、駐車場はあるのかなのか、住宅の入居料金は、ここでは大体どれくらいになる予想なのか、そういう点がわかっておられれば、ちょっととりあえずそこまで。

○議長（山口 要君）

それで1回目の質問はいいですか。（発言する者あり）はい。

答弁を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

まず1点目の2ページの8条の関係でございますが、2項の問題につきましては、質問者おっしゃるとおり、原則的には公開抽せんが原則でございますけれども、それ以外の方法として、「同居親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある」云々というくだりがございますが、規則で定める者となっております。具体的に申し上げますと、その規則で定める者と申しますのは、市営住宅に現に入居しておられる方で収入超過者、あるいは高額所得者として認定された者を指しております。

それから、8ページの別表の関係でございますが、今回、特定公共賃貸住宅ということで2戸を整備いたしております。面積が1戸当たり88.51平方メートルでございます。それから、駐車場につきましてはございます。建設費につきましては1棟の2戸、全体で22,417,500円

となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

申しわけございません。もう1点の家賃につきましてでございますが、特公賃につきましては、所得の階層ごとに規則の方で定めるようにいたしております。この特公賃住宅につきましては中堅所得者を対象とした住宅ということでございまして、所得の階層区分ごとに申し上げますと、所得が200千円から238千円につきましては入居者負担額が62,700円、それから、238千円を超え268千円までが71,900円、268千円以上が82,800円となっております。

以上でございます。（「まあいっちょ、平屋か2階建てか」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。2階建てでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今詳しく教えてもらいましたけど、これは2階建てで非常に便利がいいところにあると。私、直接見ておりませんからわかりませんが、そういうふうに理解します。そしてまた、応募者も多分抽せんされるより多く来られるかと思えます。

そういう中で、この住宅のことで関連ですけど、今言われた最低で62千円、最高で8万幾らということですけど、おたくの嬉野に今市営住宅がございましてですね。私が聞いたのが間違っているのか知りませんが、この条例を調べてみましたら、私の聞いたとよりかちよつと違うと。88戸と聞いておりますが、それはどっかの委員会かなんかで聞きましたと思えますけど、88戸が正解なのか、91戸が正解なのか、どちらが正解ですかね。市営住宅の関連質問ですけど。

○議長（山口 要君）

もう2回目の質問それでいいですか。（「3回目もうちょい言うよ」と呼ぶ者あり）

それじゃ、今の答弁をお願いします。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

嬉野地区の住宅の戸数につきましては、88戸でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは、この条例の嬉野市、これは新しかとでもんね。嬉野市例規集2巻の1万1,592ページにございますけど、これを計算してみれば88戸じゃないわけですよ。そいけん、私はおかしかねと思ってちょっと聞きました。

それから家賃ですね。塩田は下川原と志田原とあります。どっちも12戸ずつ、1戸当たり年間192千円、これは下川原、志田原が234千円。それから市営住宅は、今88戸と申されましたが、それはこちらの数字とちょっと違いますけど、95,375円と。今つくられとつとは全く料金がかけ離れておりますから、こちらの今つくられたやつは非常にぜいたくな家かなと思って判断しておったわけです。

そういうところで、ここに駐車場があると申されましたけど、たまたま下川原と志田原には1台当たり500円の条例でうたってあるわけですよ。収容台数、志田原が24台、下川原が16台。ですから、このことについて私も予算書を見よったら、いわゆる使用料及び手数料というふうな欄を見てみても全くありません。ですから、こういうふうな条例の印刷物と今言われたものと違うということは、大体どういうふうなことですかね。

それから、家賃の今の差についても皆さんが理解される程度にあられば言ってください。

○議長（山口 要君）

それで3回目の質問いいですね。もう3回目ですからね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃ、答弁。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

申しわけございません。まず、戸数の関係で補足説明をさせていただきます。

確かに条例上は91戸となっております。ただ、厚生住宅、この分の中で2戸分については空き屋といいますか、そういう形になっておりますので、その分を差し引いて先ほど88戸と申し上げたところでございます。

それから、料金の件ですけれども、塩田町の市営住宅との違いも申されております。

公営住宅につきましては、質問者御承知のとおり、それぞれの所得の区分に応じまして立地係数でありますとか、経過年数係数、そういった係数をもとに算出しますので、これは住宅ごとに一様ではございません。それで今回、この条例にかかわる特交賃住宅につきましては

は、計算の方法がまた公営住宅とは若干異なっております。

といいますのは、これは法の、具体的に申しますと、政令になるわけですがけれども、政令に計算する基準額というものが設定してございます。その額が公営住宅と特交賃ではかなりの開きがございます。それに基づいて、先ほど申し上げました立地係数でありますとか、規模係数、あるいは経過年数係数、そういったものを乗じて算出して決定をするようになっております。

ふれあい住宅につきましても公営住宅の方は、そういった基準で計算をいたしますと、これも所得の階層がございますけれども、例えて申し上げますと、月額所得が123千円以下につきましては平屋で21,600円、2階建てで30,700円、それから同じく平屋ですがけれども、身体障害者向け住宅が23,900円というような形になっております。

それから、駐車場につきましては、今回の条例につきましても7ページの30条の方に規定をいたしております。市営住宅条例の関係規定を準用するということになっておりまして、駐車場の料金は公営住宅と同じ500円ということで、この徴収につきましては平成19年の4月1日からという規定になっておりますので、18年度につきましては発生いたしません。

以上でございます。（「ちょっと済みません。大事なことやけん、議長よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

はい、じゃ認めます。

○19番（平野昭義君）

今、たまたまこの印刷物には91戸、今の課長の答弁では88戸と申されましたね。そしたら3戸違うですね。それで、仮に空き家であろうが何であろうが、これは市の財産じゃないかと思うわけですよ。もし火災が起きてみたり、あるいはそういう場所で事件が起きたりしたときには、だれの管理のものか、公のものはこういうところに備考欄でもいいですから表示しとくべきじゃないかと。幽霊の家が建つとると、そしたら全部空き家になったら載らんわけですね。また人が入ったら載ると。こういうふうなことではちょっと余りにも乱雑じゃないかと思えますから、特に水道あたりはとったりやめたりされますから、そういうこともありますから、ちょっとその辺で答弁ばしてください。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。ちょっとここで訂正をさせていただきますが、町営住宅として管理している戸数につきましては、嬉野地区既存住宅は91戸でございます。どうも失礼しました。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

厚生住宅等の状況等について、恐らく塩田の方は御存じないと思うんで、もう少し詳しく厚生住宅等についての説明をしてください。そうせにゃ、先さん進まんですよ。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

質問の厚生住宅でございますが、これは昭和23年に引揚者用として建築されておりました、かなりの経過年数がたっております。そういうことで住宅環境も非常に劣悪な環境にございますので、入居者が退去された場合は、近年、その後には入居をさせていないということでございます。実際、現在26戸ございますが、その中で入居されている戸数は9戸となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

2ページなんですけれども、入居者資格の中の6条です。(2)で婚姻の届け出をしない事実上云々とありますけれども、言うなら内縁の夫とか妻だろうというふうに思うわけですよ。それで、その二人の関係についてはどのような形で確認をされるのか。

それともう一つは、入居者の選考の中で、第8条の2項で、ずっと来まして「抽せんその他公正な方法により」というふうな文言が入っております。それについては抽せんだけでい

いんじゃないかという気がするわけですが、その他公正な方法とはどのような方法をされるのか。

それと、次の3ページですね。入居の手続ですが、(1)の連帯保証人の関係です。これについては非常に重要に今後なるんじゃないかというふうに思うわけですが、連帯保証人の条件、例えば、所得等についても考えておられるのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

事実婚のことをおっしゃっているかと思いますが、これはもともと市内の方に住居を構えていらっしゃる方が入居の条件となりますので、例えば、前住居地で同居をされているとか、そういったことでの確認はする必要があると思います。

それから、抽せん以外に公正な方法はどういう方法があるのかというお尋ねですが、原則的には公開抽せんということで考えております。

それで2項につきましては、先ほど御質問もございましたけれども、特に考慮する必要がある世帯の場合ということで、例えば、同居親族が多い世帯でありますとか、それから現に入居者の中で収入超過者、あるいは高額所得者として認定された方ということでございますので、そういう方が複数いらっしゃった場合は、原則的には抽せんという考え方を持っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

それから、連帯保証人の件でございますが、このことについても過去いろいろあったようございまして、今回きちっと保証人でなくて連帯保証人ということでお願いをしたいと思っております。その要件につきましては、具体的な定めはないわけですが、やはり入居者が払えない状況の場合にかわって支払っていただける能力といいますか、そういったものは勘案して連帯保証人をつけていただくようにこちらとしてはお願いをしたいと、そういうふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

簡潔に言います。連帯保証人の関係ですけれども、これについて支払い能力がある方、これは当然のことだろうと思うんです。その支払い能力というのは、所得が幾らあるかによって一つは考えなくてはならないような気がしてならないんですけれども、そこら辺については、先ほどの答弁のとおり全然検討されていませんか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

この条例の施行規則の方に連帯保証人についての資格と申しますか、一応規定をいたしておりますが、県内及び隣接県に居住して独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入を有する者ということで規定をいたしております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 嬉野市分担金徴収条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 嬉野市水道審議会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。
平野議員。

○19番（平野昭義君）

これは市長が委嘱ですね。早速、審議会を立ち上げるというふうな答弁をもらっておりましたので、その計画と思いますけど、第3条の委員が14人以内ということで組織されて、私が聞いた範囲では、学識経験者とか市議会議員とか、民間団体、その他を含めて14人と。ですから、2人、2人ずつ8人と。その8人は嘱託員、それはそれでわかると。この中で一番大事かことは、水道料金が非常に違うわけですね。これはやむを得んですけど、1.75倍ですから、嬉野が今のところ安くして、塩田が高いと。これはもう今までの歴史ですからやむを得ませんが、これを審議される方の一番土台ですから、まず私が聞きたいことは、14人は、旧嬉野町と旧塩田町の人数の配分というか、委員会の委員の配分というのですか、そういう点は、7人、7人とかいろいろありましようけど、どういうふうに考えておられますか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

先日、委員会の方で平野議員に示したとおりの人数を想定しております。当然、今指摘のとおり、嬉野町、塩田町バランスよく選任するのが妥当かと思っております。ただ、今の時点で、じゃあどうするかというのは、今のところちょっと考えておりませんが、バランスよくしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

バランスよくは、見方によっちゃどっちもバランスよくになりますけど、これは非常に大きな関心事ですね。合併したらお互いが輪をもってということですので言うておりますから、きんちゃくも財産も借金も一つになったわけですよ。ですから、そういうふうな大きな視点に立った上で判断をしていかんやいけませんから、私がもしあなたの答弁にかわれば、バランスよくよりか、むしろ、もう2分の1でいいでしょうというくらいの答弁が欲しかったわけですよ。2分の1でもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 嬉野市消防審議会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

簡単な質問ですけど、3項の中ほどで「生活環境の改善を図るべき地域に居住する者」という文言が入っていますよね。それについて具体的にはどういうケースが考えられますか、1点だけ質問いたします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

今回、旧条例にごさいませんでした特定の者の優先入居ということで、3項を追加させていただいておりますが、この生活環境の改善を図るべき地域ということについてのお尋ねでございますが、これは具体的に申請等が上がってきまして判断せざるを得ないかなということでごさいまして、特定の地域を設定しているわけではございません。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私が言いよるのは、具体的にどういう場合が考えられますか、何か相談が来てから検討する、そしてこれに当てはめるといふふうな言い方なんですよね。じゃなくて、条例をつくる側がある程度その中身をこういう場合を想定してつくったんだちゅう条例でなくてはならないという気がするんですけども、そういう意味でお聞きしとるわけです。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

ケースといたしましては、例えば、災害等の被害を受けた地域で、そういったところを想定できるかなということだと思いますけれども。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第67号 平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから8ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

8ページまでですよ。

○議長（山口 要君）

はい、そうです。

○14番（野副道夫君）

6ページ、あとの詳細のところでもよかったんですけど、6ページの土木費の道路橋りょう費が102,827千円という減額がなされております。相当大的な金額でありますので、この102,827千円が減額をされた理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

今回、土木費が1億円程度の減額となっております。その主な要因でございますけれども、その中で道路新設改良費が約90,000千円の減額となっております。

内訳といたしましては、工事請負費が69,500千円、公有財産購入費が3,200千円、補償、補填及び賠償金が17,200千円の減額をさせていただいております。

これは、関連の理由でございますけれども、旧塩田町で予算計上をしておりました道路改良舗装の工事関係が事務手続の不備によりまして、当初計画しておりました6路線のうちに4路線が着工できなかったということで今回減額をさせていただいたところでございます。主な要因といたしましてはそういうことでございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、ここは手続ミスということで理解をしていいのか。それから、せっかく1億円という金が予算化をされて、議会の審議を経ておるわけですね。ただ、当局のミスによってこういうのが減額をされるということは、何となく議会軽視みたいな気がいたしてならないわけですが、そこら辺のところはどうですかね。例えば、どうしても用地買収ができなかったとか、その他はっきりした理由があるとするれば、私も納得するんですけど、ただ事務局の関係でこういうことになったということだけでは、どうしても納得できないような金額でありますので、そのことについてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

今回、先ほど申し上げましたように6路線について着工できなかったということでございます。その背景といたしましては、昨年の6月に発注いたしました契約に法的な問題等が生じまして、その処理に相当の日数を要しております。その後の測量、分筆、登記、それから用地買収に要する期間を考慮いたしますと、工期的に年度内の完了が見込めないということになったものでございます。

おっしゃるとおり、予算の議決をいただきながらこのような事態に至ったことを大変申しわけなく、議員の皆様方には深くおわびを申し上げます。今後、このようなことがないよう

に事業内容を十分精査しながら予算要求等の措置をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

今後、こういうことがないように厳重にやっていただきたいということをお願い申し上げておきます。

それからもう一つは、用地買収、その他事務手続に非常に時間がかかったということなんですが、これは過去の例からして、おおむねどのくらいの日数を要するだろうというようなことは読めるんじゃないかというふうに思いますので、今後、絶対こういうことがないようにひとつ注意をしてやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（山口 要君）

答弁はいいですか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

8ページなんですけれども、繰越明許費でございます。それぞれ商工費と土木費が計上なされているわけなんですけれども、簡潔に、繰越明許費とした理由、これだけ教えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

8ページの商工費、繰越明許費でございますが、今回、志田焼の里博物館6,550千円の繰り越しをお願いしております。

この事業につきましては、志田焼の里博物館であります建物の屋根改修等を計画しておったわけでございますが、県の補助金決定が昨年12月にあって、ことしに入りまして、これを発注すべく段取りをしたわけでございますが、設計等に時間を要しまして、どうしても交

付決定が遅くなった関係で年度内の工事完了に至らなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

病院通り線につきましては、本事業につきましては、バスセンターの道路敷関係で境界の確認等に時間を要しました。それと、境界の確認の復元に対しても時間を要した経緯がございます。それと、国道34号の交差点につきましては、今現在、電線共同工関係で協議中でございますので、その分の協議が難航したという形で明許繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

商工費の関係で、部長は設計に時間を要したというような答弁をされたんですけども、その時間を要した理由についてだけ、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほどまち整備部長もお答えしましたように、これをクリアするための法的な、設計を発注するに至るまでのいろんな法的な解釈等もございまして、若干発注するまでが時間を要したところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほどの14番野副議員の関連ですけど、1億円余りのお金が残ったと。その中で塩田町の

分があると聞いておりますけど、その路線名を教えてください。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

今の御質問についてお答えいたします。

その1億円程度ある中で、工事請負費といたしまして62,500千円の減額の補正をお願いしているところでございますが、その分につきましては、一本松松籠線、それから千堂新村線、第一石垣線、以上でございます。（「まあ一遍言うて、あんまい早か」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。一本松松籠線、冬野南部線、この2本につきましては通学路関係の事業でございます。それから、千堂新村線、それから第一石垣線、以上でございます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

前の二つの一本松、それから冬野の南部線、これは申されましたように一番大事な通学路ですもんね。ですから、もとの塩田町の議会で一遍は通ってから、またいろいろ変更があったという経過をたどっております。ですから、下久間の498号のお寺の下、あの辺一帯が非常に危険で、今、皆さんも御存じでしょうけど、とにかくダンプが来れば行けないというふうな、離合されないというふうな状態で、子供たちは命がけでそこを通っているという場所がありましたので、たまたま冬野の南部線の方に予算をつけられておる思います。それですべてが丸くおさまって、もう今ごろは完成しておるときであったわけですよ。ですから、私はこのことについて、あとの二つについてはまたそれぞれありましようけど、通学路線について今どのように考えておられるか、また、進捗の話を教えてください。

○議長（山口 要君）

ちょっと平野議員によろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

43ページの中身の部分でもう一度お尋ねになったらいいかと思えますけれども。（「あ、そうですか」と呼ぶ者あり）はい。（「それで結構ですよ」と呼ぶ者あり）いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書 8 ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、議案書 9 ページから 26 ページ、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入 9 ページから 26 ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書 27 ページから 34 ページまで第 2 款、総務費及び第 3 款、民生費について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第 3 款、民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出 35 ページから 40 ページまで、第 4 款、衛生費及び第 5 款、農林水産業費について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

37 ページなんですけれども、3 目、農業振興費の中で中山間地域等直接支払事業、これが支所の分で 13,143 千円というマイナス補正をしてあるわけなんですけれども、こちら辺について若干御説明をいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回、農業振興費の中で塩田地区と嬉野地区の中山間地域等直接支払事業の精算見込みに伴う減額補正をお願いしております。特に嬉野地区につきましても減額が大きいわけですが、このことにつきましては、中山間地域等直接支払制度が 17 年度から若干変わりましたが、いわゆる以前と同じような単価の交付金を受けるには新しい事業等の取り組みが必要になりまして、当初、協定面積等を勘案して 10 割単価を見とったわけですが、結果的に 10 割単価で取り組んでいただける協定地域が 1 集落で、あとの集落につきましてはほとんどが従来の単価の 8 割の交付対象になる地域となったためでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員、いいですか。（「終わります」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款、農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、歳出41ページから46ページまで、第6款、商工費及び第7款、土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほど道路橋りょう費で同僚議員が言われましたことに関連ですけど、ここで非常に予算が残って、しかも塩田地区では一本松松籠線とか冬野南部線が残ったということで、このことはもう少し、いわゆる通学路という一番大事なことですから、これについての考え方ですね。もうでけんないばでけんよかとか、やぐらしかとのおっけんがつくんめえとか、そういうふうなことじゃなくして、やっぱりこれは力づくでも闘わにやいかんと。一時全部予算があんときはついたかですね、いわゆる地主の方が全部了解されて、議会を通過して、それがオミットになってしまったという経過がありますので、そういう点についてもっとふんどしを締めた行政をやってもらわにやいかんと思いますけど、とりあえず課長と、それから市長をお願いします。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの件につきまして御答弁申し上げます。

今議員が申されました一本松松籠線、それから冬野南部線につきましては、PTAなり、強い要望によりまして、通学路ということで道路を広げて、特に中学生ですが、交通安全に寄与するためにぜひ道路改良工事をしていただきたいということで、去年、おととしぐらいから陳情を受けまして、その当時の首長もこれはぜひやらなければならないということで取り組んでまいったわけなんですけど、先ほど部長が申しましたように、事務的ミスと申しますか、そういったことがございまして、なかなか測量ができなかった状態に陥ったわけでございます。

そういったこともございますけれども、これは何とかどうしても市民の皆様の絶大なる総意であるということで、ただいままでの進捗等を申し上げますと、冬野南部線につきまして

は、今まで旧地権者につきましては用地の承諾を得まして、新年度に工事を着工したいと考えております。それから、一本松松籠線につきましては、ただいま用地の測量を出しております。そういった関係上、用地測量が終わりましたら、速やかに用地の交渉をいたしまして、これも平成18年度、新年度に工事を着工していきたいと考えております。

この通学路につきましては、県道498号線との関係もございますので、土木の協力を得まして、あと、あそこはセブンイレブンのところまで歩道を設置していただきたいと県にも強く要望いたしまして、実現に向けて努力するつもりでおりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

御指摘の路線につきましては、地域の方からの要望等もございまして、子供たちの安全確保ということで、旧塩田町の執行部の方も適切な判断をされておられるというふうに思います。そういうことで、私どもとしても事業の執行につきましては今後努力をしてまいりたいと思っております。

今回、補正の件につきまして承認しましてから報告だけは受けたわけでございまして、私もこのことにつきましては、非常に多くの金額を減額するわけでございまして、経験として今までなかったわけでございまして、職員から事情聴取等もいたしております。そういうことで、一言で申し上げますと、職員も懸命に地域のためにということで努力をしてきたというふうに、適切に努力をしてきたと私は思いますけれども、その経過の中で、先ほど部長が申し上げましたように時間的な課題等もございまして、準備不足等もあったと思っております。そういうことで、事業に着手できなかったという事情についてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

ただ総体的には、今回の問題にもかかわらず、事業の起案から測量、買収、それから設計、施工、着工ということを単年度で前執行部も努力されたわけでございますけれども、やはり長期的に考えていろんなことで問題がないように、実現に向かって努力すべきだということ職員にも指示いたしておりますので、必ず実現に向かって努力をしていきたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

課長の方から、先ほどこの進捗の中身でミスがあったと、それから今後またそういうあたりにも交渉をしていくというふうなことを大まかに言われましたけど、まず、このミスは私たちが聞いた範囲ではミスじゃなかったと思うわけですよ。ということは、結局、工事をすれば補償とかなんとか出てくるんですね。そういう点については今までの歴史の中でやられていたことを第三者が、「それはいかんやっか」とすれば、そのミスということは、結局、標準価格で言う、難しい言葉でしょうけど、そういうことは過去、また佐賀県でも佐賀市と佐賀県と2カ所しか適用していないと、ほとんど過去の例でやっていったと、これがミスにとられた可能性が十分ありますから、こういった意味で私は説得力ということも大事じゃなかったかと、今後そういうことについては頑張ってもらいたいと。

それから、用地の交渉ですね。これは以前の課長が「ほぼできております」と私に答弁されておられます。ほぼでいいですかと、しかも商売人の土地を歩道3メートル、それに縁石もつきますから、「ほぼでいいですか、東京まで行きんさい」と言うたこともありました。

ですから、この二つの点についてももっとしっかりしたことをしていかなと、少なくとも商売は利益を追求する商売ですから、今までよりか条件が悪くなるということはだれでも好かんわけですよ。ですから、そういう意味では非常に難しい問題だと思っておりますので、松尾課長もうひとつ、私はミスでなかったのをミスになされたというふうに理解しておりますから、それから用地の見通し、二つちょっとよかったら。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

今の件についてお答えいたします。

結果的にはミスになったということを私の方が申しましたですけれども、最終的には、旧塩田町には補償基準というものがなかったということで、どういうふうな基準で補償をしているんだという議論がかなり長引いたということと理解いたしております。そういったこと

もごございますので、新年度からは補償基準を早急に制定いたしまして、この問題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

そういったことで、あと用地につきましては、できる限り今年度でできる分は今年度でさばかせたいということもごございます。そういったことで御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

最後ですけど、あなたたちをお願いしとくばってんね。いろいろな人がおられます。今度は3万人の人間がおられますから、特に行政が地権者に当たる場合は、あくまでも向こうは土地をやるんだと、私がやるんだというふうな気持ちにみんななるわけです。ですから、行政の側は、私たちがしてくれるんだということじゃなくして、お願いしますというふうな営業マンらしい対応をとらんと、この間も私言われました。ですから、名前はもちろん言いませんけど、私がちょっと腹かくぎやらんばいと。ちょっとということは、そういうふうな人間もおられるということですから、この用地交渉は非常に難しいですから、そういう点は肝に銘じて、今後いろいろな勉強をして、人間関係をしっかりやって、松尾課長は人間のだけとっけんよかばってん。そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（山口 要君）

答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかには。田口議員。

○17番（田口好秋君）

今の問題ですが、去年の3月に当初予算で計上された路線ですね。それで、途中でまた路線変更をしたわけですが、それでもなおかつこの道路はできなかつた。先ほど課長が言われた補償基準、これをつくっとけば問題なかったわけですが、そのことについては触れません。先ほど課長がつくると言われました。

ただ、この路線は、国道498号の県の方でやっていただく部分もあるわけですが、その地権者との兼ね合いもあります。補償基準ができれば、一番当初の計画どおりにもできるわけですね。そのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

今議員がおっしゃっておりますのは、一本松松籠線のことだと認識いたしておりますけれども、その一本松松籠線は、当初、具体的なことを言ったら、ちょっと語弊になりますが、ハウスの真ん中を突っ切るということで、周りの方のいろんな御意見によりますと、ハウスで通行人といいますか、特に子供たちが見えなくなるということもございまして、路線を変更したというふうなことを私は伺って、そういったことでセブンイレブンの横に出るように変更したということをお伺いしておりますので、その線でいきたいなと私は考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

ちょっと私たちが今まで聞いてきたところと違います。補償基準がないために工事がされなかった。そのために路線変更したわけでしょう。

それともう一つ、この問題については、正副議長、委員長でも2回にわたって、1回は区長さんを伴って陳情したわけです。そのときに答弁されたのは、年度内にできるということであったわけですが、こういう結果になったわけです。やはり今度、先ほど審議された50号の件とか、いろいろな問題があるわけです。ですから、補償基準を早急につくっていただくということがもちろん大前提です。あらゆるケースに備える仕事をしていただくのがあなたたちの仕事じゃないかと思うわけです。

それで、もし今の計画が変更になった状態でこの事業を進めようとしたときに、先ほどの国道べたの地権者の同意が得られなかったときにはどうされるんですか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

国道498号線のことだろうと思いますが、そこにはセブンイレブンがございまして、セブン

イレブン・ジャパンと申しますが、県にもお願いいたしまして、そこまで歩道を設置してほしいという要望のときに、そのセブンイレブン・ジャパンの土地についても歩道ができるということで、本社は東京か大阪か知りませんが、こういうことで歩道を設置したいというふうなことをお願いいたしましたところ、文書によりまして、その件につきましては地元の交通安全のためであればセブンイレブンとしては御協力したいというふうな返事をいただいておりますので、用地につきましては大丈夫というふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

そういうことであれば一番結構なことですが、あそこの問題は今までずっと議論してきたところでもあります。そういったところで、一日も早くこれは完成させなくちゃいかんわけですね。ということは、6月議会で補正を組んで早速やっていただけるとは思いますが、そういったところの予定をお伺いしたいと思います。最後にします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

本来であれば、17年度で工事を完了させておくべき事業であったわけですので、先ほどの答弁でございましたように、18年度でできなかった分については取り組みたいということで考えておりますし、できるだけ早期に着工ができるように議会の方とも御相談を申し上げたいと思っております。できれば、臨時議会あたりで対応していただければありがたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

関連です。この関係については6路線、地域の人、PTA含めてですが、通学道路の件、特に安全確保をしていくということで、切実な要望として議会の方にも執行部の方にも来ら

れたわけですが、今回6路線が執行できなかったということについて、地元の人たちに
どういう対応をしてきたのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

今の件についてお答えいたします。

先ほどから何回も出ておりますように、予算はついたけれども、地元の説明会とかいうやつも道路改良につきましては開いたわけでございまして、そのことで囑託員さんなり、まだできないのかというふうなことで問い合わせが数多くあっております。そういったことで、こちらの不備といいますか、こういったことでと、具体的な内容につきましては、一部始終はお話し申しておりますが、用地かれこれございまして、用地の面とかいろんなことを差しさわりなく御説明申し上げまして、まことに申しわけございませぬということで、もう少し待っていただきたいということで、さっき6路線と申しましたですけれども、2路線につきましては今着工をいたしております。そして完成といいますか、これは継続事業になっておりますけど、そういったこととございませぬ。

そういったことで、こちらからできませんというふうなことを地区に出向いて行って御説明を申し上げたというふうな経緯はございませぬ。中には、用地かれこれがまだ難航しているようなところもございませぬし、できない理由を説明に行かなければならないと考えていたわけなんですけど、こういったことで延び延びになってしまったということにつきまして、まことに申しわけないと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

具体的に施工できなかった内容について地区に説明していかねばいけなかつたと思うが、しかし行けなかつたということで、今回6月補正にどうかというふうなことで、私も伺っておりますけれども、その期間までそのままの状態でおくのか、あるいはもう早速地区の方々について今回施工できなかった理由を具体的に理解を求めていくのか、その点確認をさせていただきたいと思つた。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

地区の皆様につきましては、今後、部長なりに相談いたしまして、どうすれば一番いいかということ話し合いました、行かなければならないということになろうかと思いますが、そのようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

関連ですけれども、結局、補償金ですか、この分を使わなければ先に進めないという話です、いつごろまでにこの補償基準をつくるのか、お伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

できるだけ早くつくりたいというふうに考えておりますが、4月の下旬か、5月の上旬までにはぜひつくりたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員、いいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

旧嬉野町には補償基準あったでしょう。どうなっていますかね。あったと思うんですけど、ですから、例えば、それを準用して林道敷なんかの地元負担分は私たちが集めてきた経緯がございますけど、その辺どうなんですか。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

旧嬉野町につきましては、県の用地補償基準を参考にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第7款、土木費までの質疑を終わります。

議案審議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

議案書76ページから83ページまで、平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

議案書84ページから85ページ、平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

議案書86ページから93ページ、平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号 平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）、全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号 平成18年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、平成18年度嬉野市予算嬉野市予算に関する説明書1ページから16ページまで、平成18年度嬉野市一般会計予算から第4表地方債までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

全般的な、基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

今回18年度の当初予算を組まれたばかりですが、予算編成につきましては旧嬉野町でやられていたシーリング方式をとられていると思います。それについてどのような考えの中で各項目の予算枠をお決めになられたのか、全般的なお考えをお聞かせください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

18年度の補正予算につきましては、基本的には骨格予算ということでございましたけれども、従来の嬉野町のシーリング方式、塩田町は積み上げ方式ということで、その整合性をとる必要があったわけでございますけれども、基本的には、各分科会、専門部会の中で担当課の17年度の当初予算の枠を超えないと、合計額を超えないという方針を定めまして、予算要求につなげたわけでございます。

しかしながら、骨格予算とはいいながらも、合併協議の中で協議事項として決められたも

の、それらにつきましては極力当初予算に反映するという事で、特に合併の支援計画、財政計画を尊重いたしまして編成をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ということであれば、もう今までどおりのシーリング方式という枠ではないということですね。どちらかといえば、積み上げという形、全般的な考えで言えば積み上げ方式をとられたということと理解をするわけですが、これに関しましては、19年度、翌年度の予算編成についての一つの指針になると思うんですよ。今年度はあくまでも2町合併ということで、なかなか予算の軽減についてはかなり難しい面があったと、そのように理解しているわけです。2町の予算を合わせることによっていろんな支障を来している、中身にずっといけば一つ一ついろいろ課題があるわけですが、全般的な意見で申し上げれば、やはりいろんな問題があって、これは6月補正、あるいは9月補正、長ければ12月補正の中でいろんな改善が必要だということは私も認識をしております。

そういう中で、先ほど言いましたように、19年度についてはこの積み上げ方式をそのまま存続させるおつもりなのか、それともシーリング方式をとって一つの枠組みをお決めになるおつもりなのか、財政課としてはどうお考えですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

予算組みの基本的な方針ということでのお尋ねでございますけれども、先日までの市長の答弁の中にもございましたとおり、シーリング方式を原則として採用していきたいと財政課としては考えております。

といいますのは、年々厳しくなってくる自主財源、一般財源ですね、この配分をいかにどうするかということが喫緊の課題だと思われまます。今までは補助事業でとらえられていたものが権限移譲で譲与税というふうな形になってきたとか、いろんな要件がございます。そういった中で全職員が財政に対する意識を深めていただきたいということと、担当課で、それ

それぞれの部署で抱えているいろんな懸案事項とか、早期に解決しなければいけない問題だとかいうのを事業化、あるいは事業化じゃなくても、それぞれの職員が自分の問題として解決する中で、今何をなすべきか、何が必要なのか、市民の要望がどこにあるのかというのを冷静に分析しまして、そういった中での予算編成をしていかなければならないんじゃないかなろうかと考えております。

そういったことで、基本的には18年度の6月以降の一般財源といいますか、これを参考にいたしまして、それと長期財政計画を立てていく中で必要な財源の配分を効率よくやっていかなければならないんじゃないかなろうかと財政課としては考えております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかには。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

所管で申しわけないんですけども、今回、当初予算として10,549,000千円の予算計上をなされているわけですが、今後、肉づけをされてこられると思いますけれども、最終的には18年度の予算についてどのぐらいの額という見通しを立てられておられるのか。そして、その予算の捻出についてどういう計画なのか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

肉づけ後の予算額がどれぐらいだろうかという御質問でございますけれども、差し当たって、今の段階で把握できているのが約25,000千円程度だったろうかと思います。それ以外に緊急に要するものがございましょうから、多くて50,000千円から1億円程度の増額は考えられるんじゃないかなろうかと思えます。

財源につきましては、かたく見積もった歳入でございます。そういった中で、交付税にしてみましても若干の余裕があるかというところで考えておりますけれども、財源の手当てができない場合は、最終的には基金での対応ということになるかと思われます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

これは市長にお伺いしたいんですけれども、財政課としてはあと1億円ちょっとぐらいの予算が肉づけされるだろうと言われていたんですけれども、これを私が見れば余り少ないんじゃないかという気がするんですけど、市長はどのようにお考えなのか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

実は2月7日から初登庁をしたわけでございますけれども、早速この予算の件について打ち合わせをしたわけでございます。その際、骨格の性格ということにつきまして、いろいろとり方があったわけでございますけれども、先ほど担当課長が申し上げましたように、今までの両町の経緯等も踏まえまして、骨格であろうともできる限り組めるものは組もうということで、105億円ということで組んだわけございまして、今の段階ではほぼ精いっぱい組んでいるというふうに判断をいたしております。

ただ、そういう中でも不足するものはあるわけでございますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、非常にぎりぎりのところで組んでおけるといのが正直なところでございます。そういうことでございますので、議員の御発言等もございまして、私としても財源的にもう少し余裕が欲しいなという気はしますけれども、これから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

合併協議会での財政計画というのが、あくまで計画ですけどね、私どもにも配付をされたわけです。その中で言いますと、18年度が136億円という計画の中で示されたわけですね、非常に乖離をしていると。合併協での財政計画については、あくまでも計画であって何ら参考にならないということで理解していいですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

合併協議の中での財政計画の予算額との乖離のことの御質問でございますけれども、136億円の財政計画の中には合併特例債が30億円入っております。ですから、この30億円を引きますと106億円ということになって、ほぼ近い数字が出ているんじゃないかなと思います。

今回、今年当初予算で特例債事業は古湯温泉の116,000千円ですから、30億円を引いて、この116,000千円を足せば、10,549,000千円はほぼ財政計画に近い数字ではなかならうかと思われまます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

3ページの歳入の中ほどの4項の市町村たばこ税、これは塩田町からずっと引き継いで320,000千円以上の収入ですけど……（発言する者あり）そいぎ、後でまた言います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。第4表地方債までの質疑を終わります。

次に、嬉野市予算に関する説明書61ページから62ページまで、歳入、事項別明細書、及び65ページから70ページまで、第1款. 市税について質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

これは市税ですけど、個人のところも法人のところも含めまして質問いたします。

税の徴収率が98%、それから99%ですか、そういうふうな数字を書いておりますが、今までもこのくらいの数字で徴収ができたか。また、どのような計画で98%、99%ということを出されているか質問いたします。

○議長（山口 要君）

支所の市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この徴収率というのは、今までの実績に基づきまして算定をしております。参考まででございますが、平成16年度の決算におきまして、本庁の方が98.75%、支所97.16%というふうになっております。

以上でございます。

○9番（織田菊男君）

よろしいですか。徴収率を個人、法人、原動機、軽自動車、項目別に……

○議長（山口 要君）

済みません。ちょっと立っておっしゃってください。

○9番（織田菊男君）

さっき質問いたしましたのは徴収率を、個人、法人、原動機、軽自動車、農耕用、特殊自動車、その他ということで、入湯税はちょっと私たちわかりませんので、そういう点を具体的に何%だったというようなことを、昨年ですね。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました数字は、町民税の個人の分になります。繰り返しますが、本庁の分が98.75%、支所97.16%、両町合計いたしました数字は97.71%。

続きまして、法人町民税、本庁99.62%、支所98.83%、旧両町の分を合わせますと99.17%になります。

次に、軽自動車のお尋ねでございますが、本庁96.48%、支所97.29%、両町合わせましたところが96.95%になります。

議員お尋ねの車種別ごとにつきましては、そこまでは資料ございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

すべての市税の徴収率は大体どのくらいなんですか。合計ですけど、パーセントと金額です。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

これにつきましては、ちょっと資料が一昨年で古いんですが、平成15年度を参考に申し上げます。嬉野分が現年93.8%、本庁98.4%になります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは、順を追って、個人税の方から一つ一つ行きたいと思います。

まず個人税、先ほど織田議員の質問の中で、97.17%が16年度の決算における平均だということをお聞きしたわけですが、それから比べますと、今年度、18年度の徴収率が98.5%と、かなり徴収率の方が上回っております。これが多分、私としては98.5%が最低目標であって、実質的にはこれより上を行きたいという気持ちが十分おありだということは私も理解をしておるわけですが、この98.5%を目標にされた理由がどの程度あるのか、その分だけお聞かせください。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに98.5%ということで予算計上をお願いしているところでございますが、担当課といたしましてはもう少し頑張りたいというふうに考えております。

この根拠につきましては、先ほど申しましたが、本庁の方が98.75%、支所の方が97.16%というふうな実績でございまして、合併当初ということがございましたので、98.5%ということで出させていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

税務課の方の努力はするということを物すごく期待はするんですよ。ですが、本庁の方の98.75%、支所の方の97.16%、数字上でいけばそう大したことはないような気がするんですが、人口比率、それから旧町時代の収納率、またあるいは滞納率関係を考えたときに、本当にこの98.5%が最低目標としてクリアできるのかという危惧が物すごくあるわけですね。そのあたりについて努力をされていくという御答弁をいただいたので信用するしかないんですが、これの要因としては、出の方にかかるかもわかりませんが、収納嘱託員の増員と、そのあたりがひとつ影響されるのかどうかですよ。出の方になるんですが、そのあたりをこの右の方でちょっとお聞かせ願いたいと、そのように思います。

また、最終的なこの金額、昨年まで均等割がまだ移行期間ということで1,500円という金額であったわけで、今年度、18年度から3千円になったわけですね。この辺について若干税収としては上がってきたわけですが、この1,500円上がったことによって税収としては大体全体でどれくらい上がったのか、両町に分で。その点についてお聞かせ願いたいと思いがすが。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

徴収率を98.5%というふうに計上いたしておりますが、この理由の一つといたしまして、昨年度の地方税法改正に伴いまして税条例を改正いたしております。その中で、均等割の生計同一妻の課税、あるいは定率減税の見直し、老年者控除の廃止、それから配偶者特別控除の廃止という部分がございます、その分の調定といたしまして約68,000千円ほどの増収見込みをいたしております。そういう中で、この増税になる部分につきましては給与所得の方で大分反映されるということで、徴収率の方にも期待をしているところで98.5%という数字を出しております。

次に、嘱託員の増員はということでございますが、今、本庁1名、支所1名、2名の体制で嘱託をいたしております。その中で、私の方が支所の資料しか持ちませんが、大体年間お一人で50,000千円ほど税収の確保をしていただいております。確かに2名になったらそれなりの効果があるかと思われませんが、給与の予算面、その辺の確保面もございますので、財政

当局の方とも話し合いをいたしまして、そういうことができるかを研究してみたいとは思っております。

次に、均等割の1,500円が3千円になった影響でございますが、本庁の方で約1,700千円、支所の方で2,100千円、合わせて3,900千円ぐらいが増収の見込みというふうに計算をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほど言うておりました、今度は69ページですね。市税の69ページ、たばこ税のことですけど、この税金が非常に割合としては多くて320,000千円を超していると。今は非常に禁煙運動が行われておりますが、こういうふうなことで今後の見通しとか、それから、こういうふうに協力しておられるある会社の対応について、もしかかわられておられれば、そういうふうなことと、それから、もういっちょ前のページの先ほどとの関連ですけど、収納嘱託員が2名、各1名ずつおられて、大体50,000千円ぐらいできておる。私が決算資料を見てみましたら、非常にこの嬉野は将来的には大変かなと思うように、塩田の固定資産関係では10倍ぐらいあったかなと思いますけど、そのことについては果たして、滞納に対する収納率は10%ぐらいの目標を立てて、場合によっては20%ぐらいに少し上げて努力してもらおうというような方法もないのか。一応2点ほど。

○議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

たばこ税につきましては大体伸びている、これは調定がちょっと伸びている関係で今回は上げているところでございますけど、この分の卸売業者につきましては、私たちではその後どうかということにはちょっとわかりかねますけど。

それから、滞納分の1名増やったですかね……

○議長（山口 要君）

嘱託員の増収の件でしょう。（「まあ一遍言いましょうか」と呼ぶ者あり）

済みません。1回目の質問として平野議員にもう一回質問を認めます。はい、どうぞ。

○19番（平野昭義君）

川原課長、よく聞きよってください。

嬉野と塩田と各1名おられますと、年間大体1人50,000千円ずつぐらい集金できると、そこまでいいでしょう。ですから、特に、塩田の滞納は大体累積で50,000千円以上ありますけど、嬉野は非常に典型的に、また職業的か知りませんが、ちょっとびっくりするくらいにあったと。ですから、今の10%の目標でなくして、20%ぐらい少し努力をしてもいいじゃないかと私たちは思うんですけどということで、その対応ですよ。

○議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

滞納を多く取るにこしたことはないですけど、あくまでも20%といたら歳入欠陥を伴うものではないかと思えます。それで10%に抑えたわけでございますけど、極力多く徴収することにこれから努力して、本庁、支所とも頑張っていきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

すべて、家庭も一緒ですけど、まず収入があって、入りを図って出るを制するという原則が、これがどこの財政でもですけど、こういうふうな滞納とかなんとかは、やむを得ん人はやむを得んですけど、ある意味では税の公平を阻害しとると言っても過言じゃないと思うわけですね。ですから、塩田も何年か前に収納嘱託員をつくるよというときに私は言いました。なぜ税務課の方はそういう意味で就職に来ておりながら、別にまた採用せんばらんですかと言ったこともあります。そのために公務員として採用されてきたのに、別にまた取れる分だけ行きましようかと、やりましようかと。私はあんまりじゃないですかと言ってきたこともありますけど、それから数年になります。ですから、そういうふうな滞納を取る方は非常に御苦労されておりますけど、その給料の上げ方、例えば、ここでもそういうふうにしてあるようですけど、歩合制とか、働けば働くほどいいですよと、収入上がりますよというふうな、そういうふうな制度もどっかで見ましたからありましたけど、その制度の中身を川原課長、御存じやったら教えてください。

○議長（山口 要君）

済みません。今の収納嘱託員制度についての御質問ですか、その制度とおっしゃるのは。

○19番（平野昭義君）

はい。これに関連して、たまたま、20%取るためには大変でしょうから、あの手この手の話をちょっと言ったわけです。（発言する者あり）いやいや、たばこ税の後に前のページに行っておりますよ、前のページに戻って。たばこは済みました。そいけん、前のページ言ったでしょう。

○議長（山口 要君）

ちょっと確認します。

今の御質問は、たばこ税のことはいいんですけれども、収納嘱託員の報酬に関して、ノルマとか、そこら辺をしながら歩合制でいくべきじゃないかという御質問ですか、嘱託員が。

（「そうそう」と呼ぶ者あり）市民税務課長支所。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

収納嘱託員さんの報酬につきましてですが、基本給が90千円でございます。それから、徴収実績に基づく歩合給、これが4.5%、現年、過年の差別はございません。合計で4.5%というふうになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

90千円が基本給で、あと4.5%と。その4.5%という根拠は、結局、集金されたお金の4.5%と思いますけど、国保と両方しておられますからなかなかわかりにくいですけど、大体年間所得はどれくらいになりますか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

支所の分になりますが、二十四、五万円ぐらいの給与になります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。第1款、市税の質疑を終わります。

次に、71ページから82ページまで、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

71ページの所得譲与税については、国庫補助金の減額に伴う移譲税源だというふうに理解をしているわけですが、これは大体18年度まで措置をされるというふうなことをお聞きしていたわけですよ、昨年度ですね。というのは、今年度までしかない。となったときに19年度がどのようになるかという点がかかなり響いてくるわけですが、この点について今年度の地方財政の中でどういうお話があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

譲与税がいつまで来るかというお尋ねでございますけれども、三位一体改革の中では3カ年計画ということで示されておりまして、その最終年度に当たるんじゃないかなと思います。なお、今後国会の動きの中でどうなるのかは、今のところはっきりした情報はつかんでおりませんが、当初の流れとしては3カ年計画だったと承知しております。ですから、今年度が最終年度になるということです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今のところでいけば、18年度が最終年度ということには変わらないみたいなんです。そうやってきた場合、これを18年度でいじくる自体がおかしいのかもわかりませんが、結局、19年度の予算編成についての考えもある程度持っていかなければならないわけですね。所得譲与税がなくなった場合にかわる財源として何が必要なのか、国としてはどういうものを考えているのか、そういうものに対して情報があるのかどうか。それと、市の財政課としてはそのあたりについて何か論議をされているのかどうか、その点についてお聞きをしたいと

思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時35分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

申しわけありません。この所得譲与税そのものが暫定的な措置ということで、国としましては三位一体改革の中での措置でございますけれども、あくまでも暫定的ということで、権限移譲、税源移譲というところからしますと、住民税の方に切りかわってくるというところになろうかと考えられます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

住民税の方に移行するんじゃないかという御答弁をいただいたわけですが、そのあたりについて、18年度いろんな機会をとらえて情報を集めていただきたいと。これが一般財源である交付税にそのままぶっ込まれるとなると、なかなか見えにくいという面があるんじゃないかなという気がするわけですよ。だから、住民税関係のちゃんとした項目で上がってくれば、こちらの方としても歳入財源としてあらかたわかりやすいものですから、その点については今後の情報収集をお願いしておきます。答弁要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

次に、83ページから89ページまでの第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までの質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

85ページ、総務使用料の部分ですね。行政財産ってあるんですよ、支所で。ちょっと私には支所関係でわかりませんので、これについて説明をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

行政財産についてのお尋ねでございますけれども、市が持っている財産には行政財産と普通財産とがあるわけでございます。

ここで言います行政財産での使用料56千円につきましては、庁舎内にたばこの自販機を置いてございます。その分と……（「支所の分」と呼ぶ者あり）支所の分ですか。申しわけございません。支所の分は、支所の水道課ですね。水道課は企業会計でございますので、そっちの水道課の方に庁舎を一部使用させているということでの使用料収入が1,600千円ございます。

それと、支所の駐車場に佐賀銀行のA T Mが置いてございます。その使用料が33,920円。

それと、元法務局の官舎がございました、消防署の裏でございますけれども、そこに外国人のA L Tといいますか、外国人の青年が住んでおります。その家賃として8千円の1年分の96千円。

それと、中央広場の使用料、これが大体月平均4千円程度収入が上がってきますので、合計しまして48千円。

それと、支所前の駐車場の使用料、これが大体3千円として36千円。

ですから、行政財産として1,813千円の内訳は、支所の使用料、水道課の使用料、A T Mの敷地料、外国人のA L Tの家賃、中央広場の使用料、支所前の駐車場の使用料でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

86ページ、河川使用料で科目存置だけしてある理由をお願いします。これは三位一体の権

限移譲なんて大げさなことを言って出てきたところの関係だろうと思うんですけど、たった1千円だけしか科目存置で上がっていないというのはなぜかな。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

86ページの河川使用料、公有水面使用料ということで1千円の科目存置となっておりますが、これは議員の発言にございましたけれども、今回予算で1千円計上しておりますのは、旧塩田町におきます公有水面使用料の滞納分がございますので、それを受け入れるための科目存置ということで1千円計上いたしております。

この公有水面使用料につきましては、御承知のとおり、国からの財産譲与に伴いまして制定をいたしました法定外公共物の管理に関する条例に基づきまして、平成19年の4月から徴収することになっております。そういうことで、18年度に新規の使用料は発生しないということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

それじゃ、現在、行政区なり、例えば、生産組合等で徴収されている公有水面の使用料は大体どのくらい見込めますか。つかんでいますか、つかんでいませんか。現在は各行政区なり生産組合等で徴収しているはずなんですよね、河川使用料。溝上使用料という名目で各地区がやっとするはずですけど、これが総額は大体今どのくらいあるか見込めてありますか、いませんか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

旧来の塩田町で昨年までお願いしておりました使用料についてはおおむねわかっておりますが、嬉野町では公有水面使用料は取っていなかったということもございまして、部落等で

徴収されているものについては全然把握はいたしておりません。

以上です。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

結局、受け入れるというときの前に、私も何度も一般質問等でもしたんですけど、特に温泉区等に多い温泉配水管の布設、ああいうのをただでしているはずはないもので、どのくらいでやっているのか、相当な金額だろうなと思うんですよ。ですから、その把握をいつまでんしとらんというのは、あの当時からずっとあれを撤去させた後しか受け入れるなという意見を私は申し述べてきとったはずなんですけど、一般質問等では。しかし、それはそのまま受け入れているわけなんですけど、今さら撤去はできんだったら、きちんと使用料を取らなきゃならんはずですから、きちんと把握してくださいよ。お願いします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

おっしゃるとおりでございます。実はこの使用料の徴収の前提となります占有物件のすべてが現在把握できている状況ではございません。疑問もございます。そういうことで、今後徴収する前提といたしまして、また公平公正を期すために占有の実態を調査する必要があると考えております。今までできていないわけですがけれども、御承知のとおり、合併協議に多くの時間を裂いたために現在まで調査ができておりませんが、今後、調査費用、あるいは調査期間等を検討し、対応を協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

85ページ、3目2節の林業使用料でございます。これは広川原キャンプ場の利用料ということになるわけですが、毎年嬉野の方では議論になってきたわけです。一つは、17年度の見込みは金額的に幾らぐらいになるのか。そして、ここ二、三年の動向でいいんですけれども、

旧嬉野町内、町外、この利用者の割合といますか、そういうのがわかればぜひ教えていただきたい。もう一つは、旧塩田町外でも旧嬉野町外でも、合併をしました塩田町の利用等についてはどうだったのか、お願いをいたします。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

17年度のシーズンが終わったわけですが、この実績について申し上げます。

17年度の使用状況につきましては、利用者が3,532人、町内、町外に分けますと、町内が799人、町外は佐賀県内の町外ということで1,278人、全く佐賀県外という方が1,455人という状況でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

塩田の方わかる……。

○産業振興部長（井上新一郎君）

済みません。同じ町内でも旧嬉野地区内、旧塩田地区内の区別は把握できておりません。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

塩田の利用者は何名ぐらいおられたかというのを聞いたのは、せっかく合併をしました。下にあります志田焼の里博物館も1,500千円ほど計上されとるんですけどね、何といいますか、お互い交流をしていただく、あるいはお互いの観光地なりいろんなところを知るといいですか、こういうことを促進していけば、若干、使用料、入場料ともふえるんじゃないかという気がするわけですね。両町を知るキャンペーンなり行政が進んでやっていけば若干違ってくるかなという思いで、もう少しそういうことをやるならば3,400千円じゃなくて4,000千円近く行きはせんかということをお願いしたいためにお尋ねをしたわけです。

そこら辺、市長どうでしょうか。もう少し両町を知るということで、そのことによってこういう入場料とか使用料はアップすると思いますけれども、そこら辺について、そういうやる気はありませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の観光に関する質問のときにもお話をしたとおりでございます。まず市内の皆さん方が市内にあるいろんな施設を知っていただくということは大切であろうと思っておりますので、まず子供たちには学校現場を通じて、旧塩田町、旧嬉野町にあるこういうふうな利用できる施設、そういうものについてのPR等も行っていきたいと思っております。また、それぞれの団体等もごございますので、統合できたパンフレット等をできるだけ早くつくって、そういうものをまず配布させていただいて、御理解をいただきたいと思っております。

せっかく整備してございますので、例えば、旧塩田町にあります、この前話が出ました野球場とか、旧嬉野町にあります野球場とか、両方使えるわけでございますので、そういう点もいろんな形で利用がふえますようにPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

実績を見れば、16年度、17年度の対比でいけば上がっているわけですね。これはどうしても天候に左右されますから、17年度がいいから18年度もいいのかというのはちょっと比較できません。でも、最終的にコテージ関係は、16年、17年ほとんど変わらないと。バンガローについてはどちらかといったら増の傾向になるわけですね。そういう中で、一昨年3月の旧町の議会で申し上げたときに、学校教育、あるいは社会教育、あるいは観光課の中でいろんなPRをしていただきたいということを要望しとったわけですよ。そのときの課長答弁、あるいは部長答弁の中で、1年間一生懸命PRをやっていきたいという御答弁をいただいたわけですね。そういう中で、まず学校関係、学校教育、あるいは教育長の中でこの広川原キャンプ場についてどのようなことを言ってこられたのか、利用について。そのあたりについてわかればお聞かせいただきたいと思っております。また、商工観光課においてもどう対応されてきたのか、お願いいたします。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（平山智重君）

お答えいたします。

3月議会のときにPRに努めるようにということは確かに伺っております。そういう中で、やはり私どもも特に子供たちということで申し上げたかというふうに思っております。そこで子供クラブ等、あるいは旧町でいいますと、町報等で利用料金、あるいは利用期間について、またテレビでも放送いたしましてPRに努めたところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

支所の観光課長、今来ますので、しばらくお待ちください。支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げます。

特に広川原キャンプ場だけに限ったの拠点的なPRはしておりませんが、当然、問い合わせ等が支所の方に常にあっておりますので、そこでキャンプ場の実態、内容につきましてお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の御答弁を聞くと、一昨年の要望は全く聞いていただけていないという実感があるわけですね。農林課においては、やはり町報、あるいは有線関係でのテレビ放映というのは今までもやってこられたわけですよ、全然変わっていないわけですね。各地区の子供会、あるいは各学校、いろんな団体にキャンプ場のPRは必要であると一昨年申し上げてきたわけですよ。それを全然やられていないというのは結局何のために、私も含めてですが、こういう提言をしているのかという意味がなくなるわけですね。私たちとしては、やはり町民の皆さんにせっきくの施設だから使っていただきたい。使っていただくことによって、また料金の収入が上がると、そういう気持ちの中で私たちは提言をしているわけですから、やはりそういうパンフレットをつくらとかいろんなことも可能でしょうけれども、お金をかけるよりも町内の各子供クラブなんかにはちょっとしたコピーでもいいですよ、ああいう感じで公有施設が

あると、料金がこうなっていると、なるべく使ってくださいという、やはりそういうPRは必要じゃないかなと思うんですが、その点について農林課長はどがんですか。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（平山智重君）

PRについての質問でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、利用者をふやすという意味からもPR、子供クラブ等には今後必要かというふうに思います。今後そういう面に向けましてPR等に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

支所の商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

実は予算の方で御説明するつもりでございましたが、今回そういうPR面を含めまして、非常にPRが少ないんじゃないかというふうなことがございましたものですから、予算の中で基盤整備といいますか、サインを、広川原キャンプ場まで到達するような、いわゆる国道、県道から到達ができるような看板の整備を検討いたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

なるべく公有施設、広川原キャンプ場だけでなく、いろんな町の施設、総合公園関係もいろいろありますが、やはりいろんな施設をもっと有効利用、そして町民の皆さん、あるいは県外の皆さんに使っていただくようしっかりPRをしていただきたいと、そのように要望しておきます。もう続けていいですかね。

○議長（山口 要君）

ちょっと一遍切りましょう。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

85ページ、使用料及び手数料の欄の商工使用料、志田焼の里博物館1,500千円ですけど、この計算方法、どういうふうな見積もりで1,500千円と書かれたのか、それが一つ。

その下の道路占用使用料が、本所も支所も同じ1,430千円ですけど、その内容はどういうふうにしてこういうふうになるのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えします。

まず、商工使用料について、積算内容についてお答えいたします。

○議長（山口 要君）

その前に、道路占用料の方を先にお答えください。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

道路占用料、支所、本庁とも今回1,430千円ということで計上をさせていただいております。これにつきましては過去の実績を勘案いたしまして、調定見込み額を本庁、支所とも1,500千円の徴収率95%、それに新規分といたしまして5千円を加算し、1,430千円を見込んだものでございます。滞納繰り越し分につきましては、なかなか予測がつかみませんので、計上はいたしておりません。支所分が前年並みでございますけれども、本庁分が前年の41.6%増というふうになっております。このことも先ほど申し上げましたけれども、過去の実績及び平成17年度における12月末現在の収入額が1,530千円を上回っておる状況でございますので、実績に近い金額で計上をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

失礼いたしました。先ほどの商工使用料、志田焼の里博物館の使用料でございますが、今回1,500千円をお願いしています内訳につきましては、入館料としまして300円の4,000人分、この陶芸体験コーナーがあるわけですけど、この体験料としまして1,200円の250名分を見込んでおります。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

まず、志田焼の方から行きますけど、あとの方で出てきますけど、今後いろいろ造作されますから、21,600千円ぐらいの支出がありますけど、収入の方で1,500千円ということは約7%と思いますけど、やっぱり幾ら博物館を町が運営しているといえども、ある程度収入の方もふやすような努力で、今、300円の4,000人分、4,000人を12で割ったらわかりますけど、先ほども同僚議員が言われるように、伝統建造物かれこれの保存地区にも指定されておりますから、そういうふうなことを含めてPRというのですかね、もう少しこの収入を倍ぐらい、3,000千円ぐらい上げることをして、そしてあとを自分たちで工夫しようというふうに持っていかんと、最低ラインを含めて、あとは出るので最高ラインと決めると、こういうふうではたまったもんじゃないと思いますから、ちょっと申し上げております。

その辺については、今後、指定管理者制度を行うチラシが来ておりましたから、そういう運動もあると思います。そういう意味では、私が一般質問で申しましたけど、指定管理者で原鶴では収支とんとんと、いわゆるプラスマイナスゼロですよというふうなことで、いわゆる杷木町の財産ですけど、そういうふうなところもありますから、もう少しこの収入を3,000千円ぐらいに考えるような努力をされないものかと思いますけれども、まずそれが一つですね。

2番目の道路占用料が同じ金額ですから、嬉野と塩田は道路が同じ長さかなというふうに感じるように私たちは思うわけですね。そいけん、今の説明を聞きましたけど、よくわかりません、あなたたちの専門的な説明は。後日またゆっくりと聞きましょう。

今の志田焼のことだけちょっと済みません。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほど議員御発言のように、収入がアップするためにいろんな努力が必要になるわけでございます。この志田焼の里につきましては、昨年度までは運営母体が町から補助金を出して

おりました志田焼の里運営協議会ということで、町からの補助金というのはそう多くなかった補助金で運営をされておりました。それで、現在この使用料が歳入の部分として1,500千円のみになっておりますが、運営協議会で運営されておる時代には、いろんな販売手数料とか、そういうことで相当額の金額の収入があつておったわけでございます。そういうことも加味いたしまして、今回一般質問で聞きましたように、民間のノウハウを生かせる施設ではないかということで、指定管理者制度の導入等を考えておりますので、その中で最も有効的な手段で施設を利用していただいて、私たちの方が委託した後にはできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の志田焼の里についてちょっと関連なんですけど、まず入館者数、これが17年度、一応わかっているだけで6,727人ですよ。18年度の予算計上が4,000人ということですから、減免があつてのある程度の予測だと思うんですよ。この今の入館者数の6,727人の中で、実際入場料を払って入られた方、入館された方、これは何人いらっしゃるわけですかね。

○議長（山口 要君）

本庁商工観光課長。

○商工観光課長（本庁）（宮崎和則君）

ただいまの神近議員の御質問でございますけれど、その分についてははっきり把握はいたしておりませんが、確かに今申されました17年度の入館者数は6,727人ということになっております。

ただ、この6,727人の中で、イベント等をするときは当然無料というようなことでございますので、そこには幾らぐらいだったろうかというようなことを担当課で話をしております。そこには2,000人ぐらいは無料で入っておられる方がいるんじゃないかというようなことでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

予算計上をされる以上は、金額的には実績に基づいてだと思っんですよね。17年度、あるいは16年度の実績が大体これぐらいだろうという予測の中でされたんでしょうけれども、やはり人数についても、かなり把握をしていただかないといけないんじゃないかなと。そのイベント関係も私も行ったことないもんでいろんなこと言えないんですが、結局、市の財産として、これから先どういう運営をされていくのかはわかりませんが、やはりさっきの広川原キャンプ場と一緒に、いろんな地区の方とか、いろんな地域の方、そして学校関係のPRをしていくというのが大事だと。それは今平野議員もおっしゃいましたけれども、そのあたりの積み上げが入館の料金の積み上げになっていくというふうに感じております。だから、入場者の分析というものも必要じゃないかなという気がするわけですよ。その点についてしていただきたいというふうに思います。

また、17年度の運営については、まだ手元に資料がないもんではっきりわかりませんが、これはなかなか厳しい採算面があるんじゃないかなという気がするわけですよ。これをまた民間委託という管理者制度で持っていかれるのかどうかというのについては、また別問題なんですけど、これが——やめときます。これはほかの部分にかかわってきますので、維持の方とはかけ離れてきますのでいいです。そしたら人数について、今後どう対応されるのか、それについてお答えください。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほど課長が申しましたように、有料で入館をいただく期間と、また特別なイベントがありました段階で無料入場いただくこともありまして、人数の把握には努めてまいりたいと思います。

それと、できますれば、せつかくの施設でございますので、いろんな県外等への情報発信等につきましても十分にしまして、これから先、嬉野市の一つの観光拠点として広くPR等にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

商工観光課長にお尋ねをしたいんですが、私が聞き及んだところによると、今度の合併によって嬉野温泉のガイドマップの方に志田焼の里が載ったと。そういうことによって、かなり観光協会、あるいは商工会、あるいは観光課の方にも、いろんな志田焼の里について、あるいは伝建地区について問い合わせがあったと、観光客の方からですね。そういうことをお聞きしたわけですが、観光課としては、このあたりが合併したことによって一緒のマップに載ったと、そのあたりの影響力というものがどれぐらいあるか、感触で結構です。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げます。

議員御発言の同じマップに載ったというのは、私は把握しておりません。

といいますのは、両町合わせて恐らく15種類から20種類近くのいろんなマップがあると思います。それで、それを今嬉野の観光協会、それから料飲店組合、旅館組合、それと支所、本庁の観光担当部局で、今もう3回か4回会議をしていると思いますが、集約ができるわかりやすいマップをつくっていくということで、今取りまとめ中でございます。

それで、まず急ぐのは、いわゆる観光施設等について急ぐということで、そっちを早くやろうと。それで、例えば、職人組合さんとか、料飲店組合とか、そういうおのおのの民間の施設につきましては、もう少し参加者を募って慎重につくっていこうという話で、2段階方式でやっていくような話に今なっているところです。

それで、先ほどの志田焼の里につきましてでございますけれども、志田焼の里は物を生産するところではございませんけれども、あくまでも博物館だということではありますが、ただ、あそこが非常に有利なのは体験ができるということがございますので、そういう問い合わせが非常に最近多くなっております。ただ、件数につきましては、やはり電話の問い合わせ等がございますので、すべてを私が把握しているところではございませんが、かなり多くなったと。それで、体験については塩田の志田焼に行ってくださいというふうなPRを常々行っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

同じく85ページ、研修センター、ふれあいセンターについてお尋ねをしたいんですが、この実績を見ていくとゼロ円という数字があるわけですよ。そういう中で、1回の使用料が幾らなのか、この研修センター、ふれあいセンターの使用料。

減免措置と言われますが、中には五町田の研修センターの11月なんか21回利用されて、使用料ゼロ円なんです。久間の研修センター、7月なんか16回使われて利用金額ゼロ円なんです。こういうふうに何回となく使っていらっしゃるにもかかわらず、利用料金としてはゼロ円ということで上がってきているわけですね。これがどういう理由で減免になっているのかどうか、その使用料も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（平山智重君）

お答えいたします。

基本的に研修センター、ふれあいセンターの使用につきましては、施設の使用については無料でございます。ただし、そこで会議等されまして冷暖房を使用された場合に、その冷暖房料をいただいているというのが現状でございます。したがって、冷暖房料につきましては、1階の部分の冷房使用については1時間当たり210円をいただいております。また、暖房については1時間当たり150円をいただいております。また、2階部分については1時間当たり150円、暖房については100円をいただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

施設の使用料はゼロ円ということですが、これが一番最初の創設のときからそういうふうだろうと思うんですが、利用費としてゼロ円というのはいかがなものかなと。高額であることは私も望みませんが、やはり公的な施設であるわけですから、せめて幾らかなりとも御負担はしていただきたいと。今言われるのは冷暖房費だけですよ、使用料。やはり使

用される方は電気を使うわけですね。トイレを使うわけですね。あるいは台所があれば水も使うわけですよ。そうなれば、やはり最低限度の使用料というものが必要じゃないかなと思うんですが、そのあたりは市長の方にお伺いしたいと思うんですが、これの使用料をいただくことについて市長はどう思われますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私もこの研修センターの設立の目的趣旨等、まだ十分把握しておりませんので、お答えできないんですけど、普通の市有財産とかなりますと、使用料をいただくというのは当然だろうと思います。ただ、この農業関係の研修センターとして設立された経緯等もあるわけでごいいますので、そこらをもう少し調査してから答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私が先ほど申し上げたように、やはり最低でも維持費の分、それだけはいただくべきだと思うんですよ。そうしないと、今市長も言われましたけれども、設立当時の経緯はわかりません。わかりませんが、永久的にその施設がなくなるまで施設費がゼロ円というのはあり得ないんですよ。ですから、この辺については前のこともお調べになって、使用料をいただくと、その金額についてはなるべく低額で、電気料とか、浄化槽の管理費とかありますから、そのあたりを割り出してある程度の金額を出していただきたいと思います。そのあたりの要望をしておきます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

お尋ねします。

農林水産業使用料の農業使用料の中の飲料水供給施設、これは183ページの飲料水供給施設費と関連すると思いますが、ちょっと私たちはこれがわかりませんので……

○議長（山口 要君）

何ページですかね。

○17番（田口好秋君）

85ページ。（発言する者あり）これを教えていただきたいと。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

飲料水供給施設の内容ということでお答えいたします。

この使用料ですけれども、この飲料水供給施設は旧嬉野町の木場地区に設けております。その中で、使用料が月72千円の12カ月分ということで計上しております。月に合わせれば、戸当たり17トン程度ということで、25戸ございます。そういうことで、922千円の予算を計上しております。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

いわゆる飲料水ですね。ということは、簡易水道ではないわけですか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

この事業につきましては、農林省の補助を受けて工事をやっております。水道課としては維持管理を受けておるだけでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに。神近議員いいですか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほど平野議員が言われた道路占用料について、もう一回お尋ねをしたいんですが、先ほどの説明が私もなかなかわかりづらかったんですよ。道路使用料の本庁の分の41.6%増というふうな言い方をされたんですが、何に対して41.6%増だったのか、そのあたりをちょっと確認したいんですが。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

その41.6%増と申しあげましたのは、前年度の当初予算対比でございます。

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。先ほどの平野議員の質問の答弁をもう一遍して、それであわせてしてください。はいどうぞ、まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

再度御説明をいたします。

今回18年度の当初予算といたしまして、道路占用料といたしまして、本庁、支所ともに1,430千円を計上させていただいております。これにつきましては過去の実績等を勘案いたしまして、調定見込み額をそれぞれ1,500千円と設定いたしまして、その徴収率を95%ということと、それから新たに発生する新規分といたしまして5千円を加算しました結果、1,430千円ということになっております。

本庁分につきましては、先ほど申しあげましたように、前年比で41.6%の増となっておりますが、本庁につきましても、過去の実績、それから平成17年度における12月末現在の収入済み額が1,513千円というふうになっておりますので、本庁につきましても実績に近い金額で計上をさせていただいたということでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

85ページ、農林水産業使用料のリフレッシュ農園というふうなことで158千円の使用料が上がっておりますが、これは恐らくみゆき公園通りではないかと思えますけれども、これは面積、そしてまたリフレッシュ農園の利用客、活用はどのようにされておるのか、具体的に説明をいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

リフレッシュ農園についてお答えをいたします。

議員御発言のように、場所につきましては、みゆき通りでございます農園でございます。この区画、39区画ございまして、今回予算としてお願いしておりますのは、1区画4,800円で、33区画分の158,400千円をお願いしております。これは土地の所有者から借り上げておりますが、全体的な借り上げの面積としましては1,875平米、1区画の貸付面積につきましては5メートル掛け4メートルの面積でございます。

活用状況につきましては、39区画ございまして、そのうち無償で2区画は身障者の皆様に御利用いただくように予定していますし、また、近くに中学校等もございますので、その2区画は中学校等にも利用いただきたくしてございまして、年間を通じて大体33区画は満杯になるだろうということで予算をお願いしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

これは私もあそこをずっと通っておりましたけれども、町内外から休みのときには来てリフレッシュ農園というようなことでやられておると思いますが、これは県外からも恐らく参入されておると思いますけれども、遠くはどこのあたりから来ていただいて、そしてまた、今後そういう有休農地をリフレッシュ農園に拡大していくかどうか、その点まで含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（平山智重君）

お答えいたします。

当初、15年度に開設したわけですが、これについてはそういう遠方からおいでになって温泉でも入ってお帰りになったらということも含んでおりました。しかしながら、どうしても地元でそういう方が多かつたもんですから、今現在は地元の方がほとんど利用されております。また、将来につきましては、御存じのように農林課、限られた人数でやっております、

なかなか周囲の草刈りとか、いろいろなものが管理上、厳しい面がございます。また、今のみゆき公園、あの近くであれば、また庁舎からの距離も近うございますので、よろしゅうございますが、ただ、また同じところということはできませんので、もしあれでしたら、もうちょっと離れたところになるかと思えます。そういう面で、もう1カ所というのは厳しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

よその市町村は、先進地におかれましては、いろいろな農耕用の草払い機とか、あるいは畑を耕す機械とか、そういうふうなことを含めて、市、あるいは法人が準備をしておるといふふうなところもありますけれども、こういった晩婚世代を迎えて、恐らくそういうふうな方向に行くべきではないかと思えますけれども、まあ、厳しいんじゃないと言われておりますけれども、これは課題としてしっかり取り組んでいくべきと私は思っておりますので、ぜひ対策を練っていただきたいと思えます。答弁要りません。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

85ページ、総務使用料の市営中央広場駐車場及び高速インター駐車場について御質問をいたしたいと思えますけれども、まずここで、市営中央広場の2,616千円と高速の1,248千円、この予算に対して積算の根拠、多分昨年度の実績等から持って行ってらっしゃると思えますけれども、まずその積算の根拠と、駐車場の収容台数、それと、それに対する稼働率等がわかりましたらお教え願いたいというふうに思えます。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

中央広場と高速インター駐車場の予算計上の積算根拠でございますけれども、議員おっしゃるとおり、実績を勘案しております。中央広場につきましては、月額が218千円の3年平均といえますか、その12カ月分ということで9,616千円を計上、高速インター駐車場に

つきましては、オープンしてから、昨年9月でございましたけど、大体の月額を104千円と見込んでおります。これの12カ月分で1,248千円という数字でございます。

駐車可能台数でございますけれども、中央広場の方が150台は可能と、インターの方は20台が可能ということになります。実際の稼働率につきましては正式な数字は持ち合わせておりませんが、後だって算出すればわかることでございますので、データとして今のところ持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

特に高速インターの方なんですけど、以前はいわゆる無料ということで車をとめられていたわけですね。それが有料になって舗装もできて、大変よく整備をされて有料になったわけですよ。これ市民の側から予算審議とどうかわかりませんが、出の方で出てきませんので、ここで言わせてもらいますけれど、以前は無料で駐車をしていたと。しかし、とめられないから、しょうがないなという気になるわけですね。有料になって20台の収容台数で、今現に20台で賄い切れない台数が10台ぐらいいは日曜日に路上駐車をしているんですね。バイパスといえますか、手前の駐車場から、いわゆる空き地になった駐車場があるわけですが、あそこが土日になりますと10台程度はとめられているんですね。やはり、有料になっていいんですけど——そこら辺、無料のときはしょうがないにしても、有料になってあそこにとめると、そこら辺、市側としてサービスの点を考えれば、果たしてどうなのかなという気がするわけですよ、私としては。だから、あれだけの利用者があるとなれば、手前の駐車場等において、あの空き地になっているところを借りてでも整備をする必要があるんじゃないかなと私は考えるんですけど、その点、市長どういふふうにご考えられますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

実は現在の観光客の皆さんの流れとも少し関連があるんじゃないかなと私も考えておまして、最近になりましてから高速インター駐車場の入り口に両方五、六台ずつとまっておる

わけでございます。以前はここ有料でなかったものですから勝手にとめられてトラブルとかなんかが発生しとったわけですが、最近はこの枠を設定してやっておりますので、中の駐車場については問題ないというふうに思っております。

ただ、駐車場外にとめられておまして、路肩に乗り上げてとめておられるわけございまして、非常に心配はいたしております。そういうところで、ぜひ良識を持って駐車をしていただきたいなというふうに思っております。

ただ、駐車場以外のことについて責任をどうとるのかということでしょうけれども、そこについては、ちょっと市としてはなかなか難しい問題があると思います。

ただ、先般も九州号の関係者ともお話をいたしましたけれども、ここ去年、おととしぐらいから九州号の利用者がよその乗降については減少ぎみであるわけでございますけど、嬉野につきましては少しプラスに転じてきているわけで、これは総合的な観光戦略等の合致があったんではないかなと思いますけど、そういう点では非常にいい傾向にあるというふうに考えております。ただ、インターの駐車場と高速バスの利用等が重複しているようなことがあって、混雑しているのではないかなというふうに心配をしているところでございます。具体的にその対応策というのはどれがいいのかわかりませんが、まず一つは市民の方が有料駐車場以外にはとめないということに気を配っていただきたいと思っておりますし、また、それを防ぐために前の駐車場を借り上げてどうこうということになりますと、また相当な予算がかかるものですから、今のところは市民の方の良識に任せるしかないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

わかるんですけど、これは無料の駐車場があつてとめないから道にとめましたって言えば別にどうってことないんですが、そこを、要するに有料の駐車場という、そこら辺の市側のあれが、だからここで有料にして、私はあそこにいっぱいとめて問題が起きるよりも、むしろ以前のように無料の方がよかったんじゃないかなという気がするわけですね。実際使う稼働率のさっきの問題なんですけど、非常にあそこは高いですので、ぜひ今後はそこら辺の対応を、さっき九州号の話じゃないですけど、それを利用されるお客さんのことも考えれば、

一緒になって手前の方のあそこを買い上げるとなると、それ相応のかなりの費用はかかると思いますが、借り上げの費用等について検討をされて、もう一度あそこの再利用あたりを考えたらと思いますが、その点、今後そういう検討をする余地が市長にあられるのか、ないのか、そのまんまあそこを野放しの駐車場にしておいておかれるつもりなのかお聞きして、最後の質問にします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員の御発言については理解するところもあるわけでございますけれども、有料になったからあそこが混雑したということではないということは先ほどの答弁で御理解をいただきたいと思えます。それだけ全体的に高速インターを利用する方が今ふえてきたということでございますので、ですから、以前の無料のときよりも駐車場自体は整理整頓ができていうふうに判断をいたしております。そういうことで、できましたら先ほど申し上げましたように、有料というのは台数的な限度があるわけでございますので、もういっぱいになってきたから路肩に乗り上げて駐車してそのままにしておくということについては、やはり車を持っている方が良識的に判断をしていただく必要があるというふうに思っております。

また、九州号利用ということになりますと中央駐車場を使っただいて、また、市内の方のバス停に九州号も乗り入れておるわけでございますので、そこら辺については利用者の方が両方判断をして適切な駐車をお願いできればというふうに思っております。

また、インター出口の全体的な駐車場整備ということになりますと、これはもっと利用率が上がっていけば、議員御発言のようにトータルで考えることができると思えますけど、現在は市有地ではございませんので、どうこう発言することは差し控えたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

86ページの都市公園使用料の中のみゆき公園の分、これについても一昨年、この利用料を上げていただきたい、または利用される方々の利便性を図っていただきたいということで、

入り口のバリケードの移転の件をいろんな議員の方からも出た経緯がございます。それについて、このバリケードの移転は検討されたのかどうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

確かに、昨年度の審議の段階におきましてもそういうお話を伺ったと記憶しております。その入り口のところをおっしゃっているかと思えますけれども、やっぱり全体的な施設の管理面、それから途中に中学校侵入等々もございますので、検討はいたしましたけれども、やはり今の位置がいいんじゃないかという結論で今の位置にそのまましているという状況でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

検討はされたけれども、やはり今の現状がベストであるということになったということですね。ただ、私どもが見る限り、あそこの位置は非常に不便であると、やはりもうちょっと上のみゆき茶屋ですかね、あの周辺まで上げた方がいいというふう在去年は申し上げたわけですが、相撲場とか、やはり公園内を散策するにも5時で閉められたらどうしようもないと。せっかく5時以降でも夏場は7時ぐらいまで明るいわけですから、そのあたりも結局入れないから下の駐車場にとめて歩いていかなければならないと。せめてあそこの管理棟のところまで行けば、駐車場がこちら右手の方でございます。あそこに大体50台程度ですか、とめられるわけですね。そうなれば、かなりこっちの管理棟も、それからいろんな施設ももうちょっと利用できるということで御提言を시켰たわけですので、再度そのあたりについて御検討していただくと。そういうことによって、町内、町外どちらからでもいろんな方が見えていらっしやいますので、利用頻度が上がるというふうな中で、もう一回検討してみてください。これは要望としてお願いしておきます。

○議長（山口 要君）

答弁は。（「答弁要りません」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

工事をぜひ検討されて、中学校の方もいるからというふうなことです。中学校の方は完全に囲めばいいことだし、それだけやってもらわなきゃ非常にみんな不便を感じております。そして、せっかくあそこに相撲場がありながら、夜は下から歩いていかにかんというところで、子供たちの相撲の練習もあそこでなかなかできんです。あそこでやらんかわりに常に熊野神社さんの方をお願いして、あそこは若い町内全域の子供たちが集まって稽古をしております。そういうこともございまして、8月15日の大会前あたりだったら、熊野神社1カ所ではどうしても相撲の練習ができません。子供たちが80人も集まってきたら、相撲の練習はこの神社ではできません。だから、二つに分けてというふうにして、はっきり申し上げまして、大字下宿、湯野田、轟小学校校区以外の子供たちが主にみゆき公園を使うようにしているわけですが、下にとめて歩いていかんということ非常に不便を感じておるわけです。ぜひ、今神近議員がおっしゃった管理棟の付近まで上がれるようにしてほしいと思うんですけど、これは何度も何度も言ってきたことなんですけど、再度御検討を、必ず検討してください。ただ検討するじゃなくて、よろしくをお願いします。

それと、このみゆき公園に関しましては、あそこの水琴窟についての説明書をもっときちんと外部にはしてくださいよということも、何度も何度も繰り返して言ってるわけなんですけど、せっかくあれだけすばらしい水琴窟があそこにあるながら、町内の人も、例えばこの間私が利用しました水琴窟の会あたりでも初めて知ったと言う人ばかりなんです。それで、そういうすばらしい施設があるんだということをもう少しPRもしてくださいよ。お願いします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

前段部分のバリケードの部分でございますけれども、あくまで現在の条例規定によりまして、みゆき公園が基本的に閉鎖公園ということで、5時以降は閉鎖という形に、これは議員の皆さん方御承知のとおりですけれども、条例上そういうふうな取り扱いになっているということでございます。

それと、水琴窟につきましては、一応表示等を検討したいと思います。案内の標示板等に

つきましては検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

条例は変えらりゅうが。条例のぎゃんなつとつけんちゅうだけじゃなくて、本当に使う人たちの身になってもう少し考えようや。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

管理の面からも若干御説明申し上げたと思います。

実は上の方にもう一つ、管理棟のところに横断の敷居があります。あれを敷いたときに非常に心配なのは、二、三年前に検討した経緯がございましたのは、管理棟に車が真っすぐ入ると非常に持ち去られるケースがございまして、特に自販機なんか荒らしも結構中に入りますと非常に危ないケースがありまして、やっぱり下で仕切るしかないかなという検討をした経緯がございまして。そういう形で時間を切るとか、例えば、期間を切るという形はできるかと思えますけれども、上まで上げると、今の茶室等の部分、管理棟の部分の保安ができるのかなという心配が一つございまして。その件で今まで下で仕切った経緯がございまして。過去の例でございましてけれども。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

それじゃ、管理棟に入られんごと、あと1本、上に上がったけじゃなくて、管理棟の方にもつけりゃよかことやろうが、そぎゃん小手先んごたつ返答は言わじさ、当たい前答えるようにせんば。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

86ページの住宅使用料、先ほど条例でもちょっと触れましたけど、これは立場を変えてちょっと申し上げますと、あそこの住宅が、ここに書いてある分では下瓦とか志田原とか市営住宅、戸数的にはここに書いてありませんけど、志田原12戸、下瓦12戸、それから市営住宅が大体91戸あるものの中に3戸はだめだということで88戸、収入の方でそれぞれ上がっておりますけど、このことについてちょっと中身を調べてみますと、塩田、嬉野、そういうやつが築50年経過しとっです。それから中には37年と。ほとんど減価償却で大分壊れとるという状況ですけど、こういう点について塩田の場合は雨漏りとかしたら修繕したりしておりますけど、この住宅については自分がするのか、それとも町がみんな今まで全部してこられたのか、古い建物ですから。そういう点と、それから住宅の入居料、これをちなみに計算してみますと、塩田の志田原団地で一月に19,500円、下瓦で16千円、市営住宅ぶっ込んで平均して7,900円というふうになりますけど、合併してこういうふうになりましたから、私も場所も知りませんが、ある程度関係者が見て評価、あるいは評価がえとか、いろいろな点が言われると思いますけど、そういう点については最近そういうふうなこともされたのかどうか、今後するつもりがあられるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

今、支所の建設課長を呼んでいますので、しばらくお待ちください。（「ちょっといいですか、合い中に。ちょっと時間がありますから」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと待ってください。もう1回目の質問は終わりました。（「平野議員、一つは支所というが、嬉野町における町営住宅の修理は自分でしていたかですね」「はいはい、そうですね」「それと、もう一つおっしゃったのは」「もう一つは、こういうふうには年代は違うし、料金も違うし、たまにそういうふうな点に、いわゆる査定とか見直しとかされたのかです。住宅の評価がえとか、料金のことですね、上がったか下がったか、いろいろありましようけど」「使用料の料金の現行比較の料金ですか」「そうそう」と呼ぶ者あり）

建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

1番の問題点につきましては、現在直接行政が行っております修繕等につきましては、要するに年度計画という形の中で年数を経過しますので、その単価見直しをしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私は嬉野の市営住宅があるところも知らないので、余りにも端的な返事ですけど、わからんところはわからんでいいですよ。いずれ私もまた行って調べてみますから。ただし一つ、私が市になってからこういうことをされちゃいかんと思うことは、きのうも言いましたけど、条例をことしの1月1日に制定しておりながら、下瓦と志田原には台数としては約40台程度の1台当たり500円でしょうかね、条例に載せたということが法令に対してあんまりじゃないかと。来年からするなら来年に差し入れていいじゃないかと、なぜ1年前に入れるのかと。知らん人が見たら、これは当然条例ですからもらうお金になるわけでしょうが。ですから、私は収入に上がったらんやっただけんおかしかなと思って聞いたわけですよ。その辺については担当課のどなたか、これは本当は話さんばいかんわけでしょう、このことは削除せんばいかんでしょう。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

今の件についてお答えします。

下瓦と志田原団地につきましの駐車料金の1台当たり500円という御質問と思いますが、その分につきましては今年度からといいますか、18年度からだと言知徹底ができないということで、周知徹底の意味で1年間余裕を持たせておるということで、平成19年4月1日から施行するというふうになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あなたの言いんさっことはわかってすよ。わかってすけどね、住宅条例規則で18年1月1日、規則第21号でここにちゃんと載せとるわけよね。こういうことはどうかて私言いよるわけ。ですから、知らん人が見れば、これをすぐ計算して収入に上げにやいかんわけ、はっきり言えば、使用料及び手数料でです。来年やったら来年に載せてもようなかったかという

ことを私言っているわけ。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

条例制定の問題でございますが、駐車場の管理というものが今回出てきとるわけでございまして、その使用の申し込みであるとか、それから管理の問題、そこら辺につきましては18年の4月1日から適用されると。ただ、料金そのものは先ほど課長が申しましたように、新たに発生するものですので、周知期間等も必要ということで、これは附則の方にきちっと施工年月日については19年の4月1日から施行するというふうにうたっております。そういうことで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

先ほど太田議員とか神近議員がおっしゃったみゆき公園の使用料のことですが、掘り返しますけれども、検討すると、そして検討しましたということをおっしゃいましたが、私が議員になりまして一般質問を勉強したりとかしていたときに、先輩議員さんたちが「園田君、検討すると言いなったときは何もせん、しなれんとやっけんのか」と、そぎゃんことはなかでしょうもんで私は言いましたけれども、どうもそのような感じが今してなりませんのは、検討するとおっしゃったんですけれども、行政側の検討は自分たちの立場で施設を検討する。施設ですから使う方があるわけですよ。使う方の立場になって検討されたかということ私は今感じたわけなんですよ。太田議員もおっしゃったように、じゃあ、条例を変更すればいいじゃないと、その条例を変更するところまで検討されたかということですよ。そこまで突っ込んで施設を使用する側の立場になって検討して初めて検討しましたということが言えるのじゃないかなと私は感じて、つい黙っておれんごとなつたもんやけん立ってしまいました。どうぞ返答をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの御要望等もあるわけでございまして、いろんな初めての御意見、また何回でも出てくる御意見があるわけでございまして、真摯に検討いたしております。検討してできること、できないことがあるわけでございますので、そこらは御理解いただきたいと思います。

また、施設の使用等につきましては、できるだけ基本的には利便性を高めるということもあるわけでございますけれども、やはり総合的に見まして、安全管理とか、また恒久的な施設の管理とか、また恒久的な維持とか、そういうものを踏まえて検討するわけでございますので、そういう点では、いろんな御意見の中でもちろん対応できるものはいたしますけれども、やっぱりさまざまな御意見、また見方があるわけでございますので、検討できない場合もあるということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、これで第13款．使用料及び手数料までの質疑を終わります。

ここで議案審議の途中ですけれども、3時まで休憩します。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算書90ページから100ページ、第14款．国庫支出金から第15款．県支出金までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

97ページの農業委員会、これの交付金の定額の分についてお聞きをいたします。

一応御説明の中で、18年度見込み額は対前年からすれば52%の減額になったと。理由は、国の三位一体改革のさらなる推進のためだということでお聞きをしているわけですが、この税源移譲分52%の減額分、これはちゃんと税源移譲として上がっているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

農業委員会交付金の定額につきましては、今回も前年度に比べまして減額になっておるわけでございます。理由といたしましては、先ほど議員御発言ありましたように、税源移譲、三位一体改革による削減でございますが、実際これがどのように歳入の方に反映されているかということにつきましては、ちょっと私の方ではそこまで把握はしておりません。（「財政課わかりますか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

税源移譲の関係でのお尋ねでございますけれども、歳入の方の71ページの所得譲与税、それに地方譲与税、72ページでございます。三位一体改革によります所得譲与税に関しましてでございますけれども、今回、財政課としてつかんでいるものは福祉関係の分でございます。児童手当と児童扶養手当とございますか、この分だけははっきりした数字、近い数字がわかっているようなところなんですけど、農業委員会の方についてはまだ定かではございません。この分については、恐らくそれと三位一体改革のものであれば含まれてくるものだろうと思っておりますけれども、譲与税として来るものの明細の中に、何の分が幾らという表現の仕方は来ないものですから、はっきりした数字はつかめないままでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

全体枠の中で配分があるから、一つ一つの項目についてはわからないということですね。ある程度そのあたりについて理解はいたすわけでございますが、このように国が一方向的に税源移譲をするとなったときに、本当にそれがこのような所得税の中、あるいは交付税の中に反映されているか、影響されているのかというのを確認していただきたいと。そうしなければ、税源移譲だけと言いながら本当になさっていなければ地方の私たち、市町村はただ財源

が減っていくばかり、そういうふうになります。その点について、もう一度このあたりが本当にどうなっているのかの御確認をしていただきたい、そのように要望をしておきたいと思いますが、これは全体的な中での話をしなければいけないと思うんですが、そしたら、こういう減額になった分と、そういう所得税の中で適用されているということになれば、本当にある程度減った分、入った分があるのかなという気がしてくるわけですよ。トータルの、金額的なものの個別は要りませんので、アバウト的で結構です。全体的な中でこれだけが大体補助金とか、こういうふうな形で減った。そのかわり所得関係でこれだけ上がってきたというのがおわかりになれば、ここで御説明ください。わからなければ、後日でも結構です。お示してください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

所得譲与税につきましては、本当にアバウト的なものということをお話しさせていただきますと、確かに農業委員会の交付金とか、住宅の家賃収入補助金だとか義務教育の関係、これは17年度の閣議決定の分で18年度に反映されるというようなものでございますけれども、今回18年度の決定分といたしまして、児童扶養手当が、補助率が4分の3から3分の1に変わったと。それから、児童手当ですね、あるいは介護給付費、これらが18年度の決定分として譲与税の方で配分しますよということになっております。

その中で、ざっと計算したところでございますけれども、児童扶養手当と児童手当の国庫負担金のこの二つの分に限りまして、約110,154千円が恐らく所得譲与税の方に回ってくるんじゃないかと、概算ですけれども、推測しておるところでございます。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

92ページ、国庫補助金の土木費国庫補助金のうちの街並み環境整備調査について内容の説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

お尋ねの街並み環境整備調査の2分の1の分につきましては、国土交通省の事業でございます。2分の1の補助金ということで、歳出の方で242ページに13節。委託料で8,000千円を計上いたしております。歳出の方で再度詳しく御説明申し上げたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を打ち切って、第15款。県支出金までの質疑を終わります。

次に、101ページから114ページ、第16款。財産収入から第21款。市債までの質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

109ページ、目は3ですね、教育費貸付金元金収入、これは多分奨学金と思いますが、今まで奨学金の貸し付けの総額、それから総人数ですね。それから、その中の大学、高校その他というふうな分類になると思いますが、その内訳の人員ですね。それから、今からですね、多分合併されたから、前は塩田と嬉野は奨学金は違っていたと思います。これがどういうふうになるかですね。これは多分利子はつかなかったと思いますが、その辺をちょっとお願いいたします。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えをいたします。

奨学資金についてのお尋ねでございますけれども、歳出の方でもございますので、そちらの方で詳しく御説明をしてよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

そしたらですね、ちょっとこういうことでして、これは多分収入の方になると思いますが、

これが収入ですから貸付金を返還しているということで理解していいと思いますので、これは大学、高校その他の——対象のですね、支払いをしなくてはならない対象の人間がどのくらいの割合で支払いをしているか、そしてまた、1カ月当たりの金額は大体どのくらいぐらいしているか教えてくださいませんか。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お尋ねの件についてお答えをいたします。

総数では88人でございます。その内訳としまして、塩田地区が26人、嬉野が62名ということでございます。一時金については94人ということで数字的にはなっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

今支払いをしなくてはならない人が何人いるか、そして現実に支払いをしている人が何人いるかということをお聞きしたんですけど、88人、26人というのは、ちょっとそういうことを聞いておりません。何人支払いをしなくてはならない人がいるか、それに対して何人支払っているかということをお聞きしております。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

返還者の数を今申し上げましたけれども、全体として88名ということで……（「何名中何名」と呼ぶ者あり）滞納者のお尋ね……（「そうです。滞納者を聞いています」と呼ぶ者あり）

滞納者につきましては、ほとんど嬉野地区でございまして、現年度分についてはですね、含めると13名おりますけれども、過年度だけで申しますと、5名という内訳になっております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、どうぞ。

○9番（織田菊男君）

この滞納者に対してですね、これは多分保証人がいるわけでしょう。保証人に対しての対応はどういうふうな考えを持っておられますか。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

このことにつきましては委員会でも御質問いただきましたけれども、保証人ということでございますけれども、なかなか今の状況では保証人の方にもしにくいということで、直接取れる分については、滞納がある分については私たちが直接行っているということでございます。（「ちょっと最後によろしいですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

一応手続上決められたとおりの対応はしております。対応といいますか、請求といいますか、保証人に対してですね。滞納がある分については請求をしておりますけれども、なかなか保証人からの返還というのは得られませんので、鋭意本人さんの方に行くことが多くなるんじゃないかということで聞いております。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

元学校教育課におったものですから御説明をさせていただきますけれども、なかなか経済状態厳しい中で、滞納が昨年度5名発生をいたしました。これに関しましては、年々ふえる傾向にあるわけでございますけれども、まず本人が返すのが原則ということでございます。しかしながら、どうしても返し切れないと、なかなか仕事につけないといういろいろな事情がある返還義務者もいらっしゃるわけでございますので、私どもがやったデータといたしましては、まず滞納があることを保証人に知らせると、ここから始めるわけですけど、臨

戸といいまして、家に行きます。家に行って現金をいただいでくるというようなこともやっております。それと、返還者自身が市内に住んでいないということもあります。県外に住んでいると。その電話番号を聞きます。それと、職場に電話するのもどうかと思いますけれども、そこら辺の連絡とかやりながら、あくまでも返していただいたお金は次に貸す方のための原資になりますということを訴えながら鋭意努力をした経過がございます。そういうことではありますが、なかなか100%完納というところには結びつかなかったというのが現状でございました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

111ページです。雑入なんですけれども、非常に細かいことを言って申しわけありませんけれども、まず動物死骸処理75千円ということで計上されております。これについて御説明をいただきたいと思います。

それともう一つ、申しわけないですけれども、市報の送料負担金、これも70千円ということでされています。旧嬉野町出身の方が、要するに町報が欲しいということで郵送されたと思うんですけれども、旧塩田町の対応についてはどういう形でされるのか、そこら辺についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

動物死骸処理の75千円についてお答えをいたします。

これは県道、国道における犬、猫が車等にひかれて死んでいるのを処理するものでございます。今回お願いしているのは1体当たり1,500円の50体を計上させていただいております。これは建設業者等に委託をしているわけですけれども、それを本市の場合は本庁舎内にある冷蔵庫の中に一たんある程度ためまして、そして職員が、杵藤クリーンセンターの方に死骸を処理する専用の炉がありまして、そちらの方に持って行って焼却するというふうな手数料を、県、国道を管理しているところからその手数料としていただいているものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えをいたします。

市報の送料の負担金ということでございます。70千円計上いたしておりますけれども、内訳といたしまして、90円の12カ月掛けるの65名です。その内訳は旧嬉野の方が60名、旧塩田町の場合は5名ということで、65名ということで70千円計上いたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

動物死骸の関係ですけれども、犬、猫と言われましたけれども、これはタヌキとかキツネあたりには該当しないのか。それと、例えば委託をされているというわけですけれども、例えば、行政区の区長さんがやっぱり、区長さんというか、嘱託員さんですか、こういう方たちが処理する場合もなきにしもあらずなんですよ。そういう点についてはどうのお考えなのかですね。

市報の関係ですけれども、塩田が5名ですけれども、嬉野が60ですか、この大きく差があるのは、一つは関東嬉野会とか関西嬉野会とかそういう部分での話で、かなり市報をいただけるということで浸透したと思うんです。塩田地区についてのそういう関東嬉野会とか関西嬉野会とか組織があるかどうかわかりませんが、あったらそういう部分についての対応も今後されていくのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

今後の市報の対応ということでございますけれども、旧塩田地区においても関東塩田会がございまして、いろいろ市報等についても送っていたわけですが、今後また再度、新市の市報ということで、そういうPRをしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

今、先ほど犬、猫と言いましたけれども、これは犬、猫等となっております。それで、イノシシはちなみに1頭6千円ということで、鹿島土木事務所長と協定をいたしております。

それぞれ区長さんとか、いろんな通報はあらゆる人から受けるわけですが、そこら辺も——ちょっと確認はしていませんけど、同じような処置、旧嬉野町は直接クリーンセンター、本所の方では一たん冷蔵庫の方に保管をして、クリーンセンターの方に運搬をしているというふうな状態でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

市長にちょっとお伺いします。

市報の送料負担金の関係でこういうことを質問するのはちょっと失礼かも知れませんが、お許しをいただきたいと思えます。

先ほど旧町の関東会と関西会があるわけですね。例えば、合併した機にそういう関東会、関西会、こういうのを統一するということについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回の塩田町、嬉野町の合併につきましては、出身者の方も大変喜んでいただいております。ところでございまして、いろんな方から嬉野市の誕生についてお言葉等もいただいております。そういうことで、それぞれの地区にお話もしております。早速、東京の方では5月の末だったと思えますけれども、塩田地区、それから嬉野地区、吉田地区ですね、お集まりいただいて、発会式をしていただくというふうな形になっております。そういうことで、塩田、嬉野両地区の出身者の方が東京の方で集まっておいただくということで、非常にすばらしいこと

だというふうに思っております。

ただ、組織的にもともと自主的にしておられましたので、末端まで完全に一緒になるということは、時期は待たなきゃいけないと思いますけれども、しかし、活動自体は一緒にやっ
ていこうということでございますので、非常に歓迎しております。

ただ、大阪とか福岡につきましては、まだ塩田地区の方の状況を把握しておりませんので、
状況を把握しましてから機会をとらえて、そういうこともお願いしていきたいと思えます。

東京の方は既にもう動いていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

111ページの雑入の中の内ですね、今までは広域職員短期負担金、それから職員胃検診助成
金、雇用保険個人負担金、それから職員健康診断のときの個人負担金というふうな項目があ
ったわけですね。今回は上がっていないわけですよ、18年度の予算の中では。これはですね、
今回計上していないということで御回答をいただいたわけですが、これについては入って
くるわけですよ、まずその点を確認したいんですが。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

お答えします。

予算計上はしておりませんが、確実に入ってまいります。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

確実に入ってくるわけですよ、これについてはですね。まず広域職員の短期負担金とか
職員の助成金、また雇用保険の個人負担金、この点については、必ず入ってくるならば科目
存置をして計上しておくべきじゃなかったかなという気がするわけですよ。今までもあった
わけですし、これは額が決定していないからということですので、多分計上されていなかっ

たのかなという予想はするわけですが、必ず入ってくるということであれば、やはり存置だけはしておくべきではなかったかなという気がいたします。

そして、職員の健康診断がですね、旧嬉野町と塩田町では健診の内容が違うということをお伺いしているわけですが、それでは、これは年齢関係なく一律の15,610円の健康診断をされるのかどうか、そして、その中で個人負担金は大体幾ら予定されているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

健康診断につきましては職員すべて、それと非常勤職員も含めて健康診断を行うようにしております。項目につきましてはいろいろありますが、総額で15千円ちょっとかかると思います。これについて共済組合の方の検査項目に適合しますと、4千円ちょっとだけ補助金が来るようになっております。

それから、個人負担金は取っておりません。（「科目存置」と呼ぶ者あり）それから、科目存置につきましては、この当初予算が、塩田町が前年まで計上しておりませんでしたので、合わせたということで計上が漏れております。この分につきましては積算しまして6月の補正予算で計上したいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、計上されなかった理由はわかりました。

健康診断、もう一回お尋ねをしたいんですが、これはあくまでも30歳、嬉野の場合は30歳を境目に内容が違うとったわけですよ、健診内容が。今回は、そしたら30歳という規定を取っ払って全職員、臨時職員、嘱託職員含めて、すべての検査を行うと考えていいわけですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

一応全職員、すべての項目について行うようにしております。補助金の絡みで多分30歳で

補助の額が違っていたんだと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、質疑を打ち切ります。これで第21款、市債までの質疑を終わります。

これから歳出予算について質疑を行います。

事項別明細書63ページから64ページ歳出及び115ページから142ページ第1款、議会費から第2款、総務費までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ゆっくりしておったら議長の方がすぐ終わりと言うような気がするものですから。時間稼ぎで私はまず1回目質問いたします。

121ページ、この中に旧塩田財務会計システムというものがございます。これが説明資料の中で、平成17年の決算終了までということに記載されておりますが、あくまでもこれは本年度中データ保管が必要であるということ御回答はいただいているんですが、そうなれば、19年度以降はもうデータの保管が必要ないのかどうか、この点だけお聞かせください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

旧塩田町の財務会計システムのデータの保管についてのお尋ねでございますけれども、機械を主に使うのは決算統計までがメインなんです。その後も修正とかデータの取り出しとかございますので、予定としてはこの1年間使いたいなということで考えておりますけれども、バックアップデータといいますか、このデータを取り出して、今のシステムに恐らく取り込めるんじゃないかと思っておりますので、これが終わりましたらですね、これは再リースの物件でございますけれども、その後、来年度は不要になるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

120ページの委託料、市例規集更新・原議管理データ作成業務8,000千円というのがございますが、これについて御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

委託料8,000千円でございます。これは市の例規集の更新データの作成、条例改正等に伴う更新データの作成、それから原議——原本ですね——の管理データの作成、それから法令等が変わりましたら、条例の改正をする必要があるということで、ぎょうせいの方からいろんな指導を受けたいということで、その分を含めてすべてで8,000千円計上しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

データを作成する、いわゆる例規集のデータを作成するという意味がちょっと私わからないんですが、どこにそのデータを保存するわけですか。それを委託をする、それをどういうふうにデータ化するわけですか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

お答えします。

これはすべて今の例規集がぎょうせいの方をお願いしております。ぎょうせいの方でつくっていただきましたので、ぎょうせいの方ですべて条例改正等が、こちらの議決をいただければ、向こうの方に発注しまして、条例改正をですね、向こうに原本ありますので、その分を更新していくような状態になります。向こうで管理していただいて、印刷してこちらにまた例規集の差しかえとかですね、そういうのを行っていくためのものと、原本を差しかえていく。ぎょうせいの方にも一応原本ありますので、そちらの方の管理もしていただくというようなことです。その分で大体7,000千円ぐらいになるかと思いますが、7,000千円超えるかと思えます。（発言する者あり）データベースが向こうに、ぎょうせいの方に保管していただ

くと、管理していただくというような状況です。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

同じ関連ですけど、製本代は別ですよ。（発言する者あり）データだけの管理であって、製本とかかれこれは別ですね。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

データの管理だけでなく、多分お手元に例規集をお持ちですので、その差しかえですね。ペーパーでいきますとですね、その分まで含んだものです。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

データの管理料と保守料というか、管理料とその差しかえの分厚い本ですね、あの仕分けはわかりますか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

データの更新作成委託料、これが6,615千円予定しております。それから、原議の管理データ作成が1,050千円ほど予定しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

というと、製本としてはもう残りは製本ということですね、本としてこちらに戻ってくるのがですね。それについてはデータの更新というか、委員会でもちょっとデータ更新とか

もろもろのことで私も随分質問はさせていただいたんですけど、非常にITに対する保守はそれぞれありますでしょうけれども、更新料とかバックアップとか、そういうのを非常に、べらぼうに高額、私の目にはですけど――に映るんですけども、そこら辺の、何ていうんですか、1社しかできないというところも継続ですから、ありましようけれども、何かすごく高額に映ってしょうがないんですけども。

○議長（山口 要君）

先ほどの2回目の質問に対して答弁漏れがありますので、答弁を先に行ってください。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

お答えします。

追録加除ですね、加除の分が6,600千円程度になります。今お手元の例規集のペーパーによる差し替えですね、その分で6,600千円予定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

で、先ほどの質問いいですか、今から3回目の答弁させますけれども。今のに加えなくていいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、答弁。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに議員指摘のとおりということも考えないわけではございません。ただ、この法制のデータ管理につきましては非常に難しい問題がございまして、今回も何ページになるかということで予算措置としては一応1000ページということで全体をしております。

それと、いろいろな法制の、例えば新しい条例をつくる場合の検討課題等、法制的に載っているか載っていないかということで、その辺の経費等も含めてこの金額になっているということでございます。

ただ、これを採用するに当たっては各社のデータ等をとって、それなりの入札をして、今までの経過を見てからこれで決めたわけがございまして、他市町と比較してもべらぼうに高いものではないという認識は持っております。ただ、一般の常識からすると汎用品ではございませんので、非常に高いという感覚は私も持っていないわけではございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

122ページの委託料、この中の警備についてお尋ねをしたいんですが、これはあくまでも本庁の中の経費だと思うんですよ。支所については夜勤の方がおられて、多分機械警備になっているかと思うんですよね。それについての予算計上はどこになるのかなという点ですよね。

もう1点が、今本庁においては警備会社の方に頼まれて多分常駐をされているんだと思うんですが、これを支所並みにした場合、結局どのような工事費用がかかって、年間の積算です。ランニングコストがかかるのかなと、このあたりについての比較をされたことがあるのかな、どうかなという気がするんですが、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

全体的なことについては、個々の契約の形態をそのまま予算化したものだということで御理解いただきたいと思います。

ただ、確かに議員御指摘のとおり、委託料で計画しておりますけれども、報酬の関係で出てきておりますけれども、この関係で確かに本庁警備については委託料、支所については特に宿直関係が報酬という形であります。この本庁の警備につきましても、単純に比較いたしますと、支所が4,000千円ちょっとです。本庁の方が7,390千円程度だということで、その差が3,340千円程度ございます。これにつきましては公的なもので、こちらの警備が機械警備といろいろ制約がございまして、3,000平米以上という形でこの契約を結んでいるわけでございますけれども、内容等については後で資料を差し上げたいと思いますけれども、その関連で来た経緯もございまして、それと、この委託料につきましては資料を提供させていただいておりますけど、おのおの契約の形態がずっと変わってきておまして、この件につきましては新年度からある程度統一すべきものは統一すべきじゃなかろうかということで、おのおの契約してはちょっとまずいじゃなかろうかということは考えております。

以上でございます。（「そいぎ、支所の分の機械警備はどこについておる」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

本庁との警備の形態は大分違いますけれども、支所の当直でございますね。その分につきましては、いわゆる117ページの1の報酬のところには嘱託職員4人と上がっておりますが、このうちの2名が当直の分でございます。金額的には3,660千円という金額を計上させていただいております。

以上でございます。（「いや、機械の分の」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

機械警備等の保守でございますけれども、122ページに上がっております、いわゆる自動ドアとか、それから消防保守料ですね、それから冷暖房、それらで一応支所の機械警備の方を賄っております。（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

はい、どうぞ。説明してください。

○11番（神近勝彦君）

私の質問趣旨がわかっておられれば、御説明していただければいいです。

○議長（山口 要君）

もう一遍してください。

○11番（神近勝彦君）

支所の方は今機械警備をされていると思うんですよ。これは一昨年か、林研の方とか何とかもういろんな工事費をかけてした経緯があるわけですよね。その警備システムですから必ずシステムとしての契約があるはずなんですけど、支所の分でその分が上がっていなかったものですから、だから、当直をされている方の賃金と、それから警備に関する保守料というのはどこにあるんですかということでお尋ねをして、賃金に関してはわかりました。ただ、機械警備についての保守料がどこに上がっているのかなというお尋ねなんですけど。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

失礼しました。支所の本庁舎の分は警備費は、機械警備の方は要らないということでございます。それから、文化センターの方はほかに委託をいたしまして、文化センターの方で予算計上をしてあります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

支所の分の本館ですよね、それについては保守料が要らないということで今伺いましたわけですが。そうなれば、先ほど総務部長の方が、これは3,000平米以上であって法的に規制があるというふうなことをおっしゃったわけですが、これはできれば支所系統ができるかできないかを早急にお調べいただきたいと。今、単年度だけでもやはり約3,400千円違うわけですよね。規模が違いますから単純に比較はできないと思うんですが、結局これが法的に可能であれば機械警備にされて、そして、人件費関係で持っていくと、当直という形ですね。そうとらえた方が歳出的にもかなりメリットがあると思うわけですよ。ただ、今法的にということでおっしゃったんですが、このあたりの法的というのは消防法的なのか、それとも消防法がですね、結局必ず警備会社の人間でなければいけないというところまで至っているのかどうかというのは私は疑問があるんですが、そのあたりについてはどうなんですかね。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

私が3,000平米以上の対象ということで申し上げました内容につきましては、建築物衛生法の主な内容についての答弁を間違っって申し上げたものでございまして、ビル管理法につきましては、もう一つ精査をして早急に調査をして、どういう関係で委託ができるのかというのを早急に調べたいと思います。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、ビル管理についてはもう一回調べてみたいと、研究してみたいという御答弁をいただいております。このあたりは本当単年度においてですね、規模が違いますから一概に比較はできませんが、かなり金額、歳出に差が出てくると思うんですよ。いろんな警備の機械システムをするにしても、かなり費用はかかると思います。でも、それがランニング的に機械保守料が要らなくなれば、かなりメリットがあるんじゃないかなという気がしますので、これは早急に調べていただいて、19年度可能であれば、やはりこのあたりの導入というものを検討していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

答弁は。（「もう大体わかっていますから結構です」と呼ぶ者あり）

田中議員。

○7番（田中政司君）

115ページの議会費、委託料、議事録作成3,003千円予算を計上されておりますが、これは6部の議会議事録の作成というふうに聞いておるわけですが、前私たち嬉野町議会におきましては全議員に議事録はすべて配付をされておりました。執行部に何冊配付されていたかは私存じ上げないわけですが、これについて全議員に仮に配付したとしますと、20部、それに執行部で50部作成したときと、そこら辺、いわゆるこの議事録作成の根拠といいますか、そこら辺を見積もりあたりとられたと思いますけれども、そこら辺の数字わかりましたらお教え願いたいというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。じゃあ、田口議員。

○17番（田口好秋君）

先ほど11番議員の神近議員の質問に関連しますが、今の問題は議案の今度51号で出ておる長期契約との兼ね合いがあるかと思います。早急にこれを調べていただいて、あるいは19年度からできるのであれば、そういうものも含めた長期の契約になるかと思うわけですね。そのところをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

一応お答えいたしましたように、検討をさせていただきます。

ただ、今までの経緯といたしまして、旧塩田町は防災関係等も含めまして、そういう形で民間委託をされた経緯があったかと思います。それで、防災関係、それから消防関係ですね、そういう形の緊急通報関係の形としては含めてあったと思います。その辺との比較でやっぱりどうしても金額の差は出てくるかと思います。ただ、それを踏まえてもなおかつ3,000千円以上差があつて、そちらの方が有利だということであれば、やっぱり比較検討をして、もう一度再考すべきだと思います。

ただ、18年につきましては、今のところそのままいかざるを得ないのかなと思っております。ただ、1年をかけて、やっぱりその辺は検討できるものは当然していかななくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

議案第51号の関係で出ましたので、補足させていただきますけど、長期継続契約のできる条項ですね、4項ありましたけど、あれは例えば機械のリース料だとか警備とか、その他ありますが、あれらにつきましてはすべて長期計画をやりますよということではございませんので、もし長期継続契約をやる場合は債務負担行為がなくてできますよということでございますので、条例としましては「できる」という規定でございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

それをもちまして、すべて、何といたしますか、長期継続をやらせてくださいということではございませんので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

先ほど総務部長の答弁の中に、防災の話がありました。しかし、今は火災においては杵藤広域圏から真つすぐだと私は思っておりますが、そのことをちょっとお聞かせいただきたい。

それと、あと考えられるのは、水害の際ですが、水害のときにはもう職員が事前にですね、予測される場合はほとんどその担当部署の方は庁舎に来られると思ひます。いわゆる警備を頼む人じゃなくてですね、事前にわかるわけですから。そういった形で今まで来ておつたと

と思いますが、防災についての見解をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、こちらの事情について私もすべて把握しているわけではございませんけれども、特に緊急の火事の場合は、一応警備の方が受けられまして通報していただいている経緯がございます。それと、防災的なものもそのようなシステムになっているかと思っておりますので、それは嘱託員でもできはするということで理解はするわけですが、それとすべての警備についてもそういう経過で委託をされた経緯があると思っておりますので、その辺十分踏まえながら検討をすべきだと思います。

ただ、今議員がおっしゃいましたようなことについては、当然すべて私ども承知しているわけではございませんので、一部答弁について不明瞭なところがあったかと思っておりますので、その辺は反省させていただきます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

関連ですけど、さっきこの庁舎の警備関係は、ほかの市町村からすると全く特異なケースであります。職員が常駐して機械警備がなされていないということは、防災面、あるいは火災のときに全く、何と申しますか、警備と防災ができない状態です。これは、いわば警備料を上げるために特異なケースでつくられたケースであります。ですから、これを、私が一般質問をいたしましたように、公開競争入札にいただければ本当の機械警備が一番現在ではかなり高度に発達しておりますので、機械警備を配置して人員は配置しない方——人員を配置するというのは、よその市町村ではほとんど特異なケースでありますし、警備関係等も特異なケースなんです。それで、機械警備を取りつけた方が防災面でも火災面でも高度な技術が発揮されますので、ここは警備会社からかなり取り寄せて、そして周りの市町村関係の例を視察なさって、どのような警備をなさっているかというのを調べられてから慎重に決めていただきたいんです。

もちろん、さっき神近議員がおっしゃったように、本当に人を入れないで防災面と、人を

入れる面と別に考えられて警備関係はなされた方がよろしいと思いますので、そこら辺は慎重に検討していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたようなことも踏まえまして十分に検討させていただきます。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほどの二、三名の方の関連になりますけど、いわゆる51号関連で地方自治法第234条とか同法施行令ですね、それに基づくことでOA機器とか庁舎管理に関することでもありますけれども、ここの中にもですね、例えば、125ページの広域電算の39,000千円というお金もありますけど、こういうふうなともこういうことになっていくんじゃないかと思います。ですから、OA機器と庁舎管理を種類ごとに、これに当たるものがあれば調べていただいて、そして、いわゆる長期継続契約を私たちが承認したわけですから、いい方にとっしてしたことでもありますから、これをうまく活用すれば、それ相当にお金が削減できるんじゃないかと思うわけですね。ですから、業者も長期といえども途中で見直していいと。それから、先ほど言われましたことについては、何ですかね、そこの部長の方が言われたですね。あのことについても別に制限はございませんというふうにごここに載っておるですもんね。途中で契約解約してもいいと書いてありますから、そういう意味では、これをよくよく勉強なさって、やっぱり継続契約を活用した、いわゆる経費の削減が一番求められると思いますけど、このことについて一番専門の方どなたか御返事をお願いします。

○議長（山口 要君）

済みません、ただいまの発言ですけれども、条例についてですかね。（「いえいえ、39,000千円のね、これがありますから……」と呼ぶ者あり）何ページですか。（「125で言ったでしょうが」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「負担金じゃない。私が言ったOA機器とか庁舎管理の種類がたくさんありますから、こういうことをこれに恐らくひっかけて、この条例がつくられたと思います。そういうことで……」と呼ぶ者あり）125ページのどこ

ですか。（「いやいや、これは私がちょっと誤りでしたから、これはちょっと済みませんけど、たまたまね、この総務費の中でOA機器とか、あるいは庁舎管理費に相当お金が入っていると。ですから、長期継続契約を活用して削減されるようにしていけばいいじゃないかということをお私提案しておるわけです。総合的にですね、この総務費の中で」と呼ぶ者あり）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

長期継続契約は既に行っております。債務負担行為を起こして、嬉野の場合は平成13年度からですか、予算書の中で債務負担行為を起こしまして、例えば、5年リースだとかいうやり方でやっておりますし、今回の51号の議案にちょっとさかのぼるわけですけれども、これは一連の年度当初の契約事務の軽減といいますか、これを考慮したところでの新規の条例でございます。例えば、単年度、単年度で1品ずつ借り入れるということではなくて、5年借りれば、5年分を担保できれば業者さんの方も安くできるということでございますので、そういうことで実際は契約をしております。これを51号の議案では債務負担行為を予算書に載せなくてできますよという旨の規定でございますので、御了承いただければと思います。

125ページの広域電算センターの39,116千円につきましては、電算センターへの負担金でございますので、機械のリース料ではございません。もちろん電算センター側としましては、機械のリース料も含めたところで各構成団体の負担金の割り当てがなされてきているんだろうとは思いますが、これを負担金云々の部分まで市が債務負担行為でやるということではできませんので、ちょっと意味合いが違うんじゃないかなろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私が総合的に言ったのは委託料あたりに特に長期継続契約が示されたと思いますから、これはあくまでもこの1社を守れじゃなくて、サービスが悪ければいつでも解約していいというふうにもここにも載っておりますから、一遍契約すれば、あとはもう普通、特に自分のものでなければ、なかなかそれを変えにくいということもありましようけど、どんどんどん新しい、新しい契約に更新して、やっぱりそれを見守るというのも私たちのなんじゃないで

しょうか、良質なサービスを受けるという側の立場ですね、私たちが。市民として。

そういう意味では、ややもすれば契約すればそのまま何年もほったらかして相手の業者の言いなりになるという可能性もありますから、そういうことを指摘したわけです。ですから、これはまあ、何ページの何ということではございません。総務費の中で主にそういうことがあるということをおっしゃっていました。

○議長（山口 要君）

答弁……（「答弁要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

ちょっと議長、142ページまで質問できるわけですよね。

○議長（山口 要君）

はい、そうです。

○7番（田中政司君）

それでは、130ページ、古湯温泉基本構想・基本計画5,000千円、社会文化体育館基本構想・基本計画5,000千円、委託料ですけど、古湯温泉についても社会文化体育館についても両町民がいずれも——すべての町民というわけじゃないんでしょうけれども、大方の町民が待ち望んでいたことに予算がついたということで、非常に喜ばしいことではあるわけです。私もそう思います。その委託料ということは、手前で、自分でできないからどこどこさんよろしくお願ひしますよという意味合いだと私は理解、解釈しているつもりで、もしそうでなかったら申しわけありませんが、質問が3回しかできないということで、集約しながら質問させていただきます。

古湯温泉については、どういう業者にどういうことを委託されるのか、調査なり、あるいは設計図なのか、そこら辺よくわかりませんが、それがそれと。社会文化体育館についてはまだ設置場所も決まっていないということを平野議員が一般質問でもおっしゃられましたので、場所も決まっていないところに、どういう業者に、どういうものを委託されるのか、具体的にそういうものがあるのか。予算があるけんが使わじゃじゃちょっとですね、これも税金でありますから、予算のあるけん使わじゃじゃよくありませんので、どういうふうな方面で使いたいと、使おうと思っているというふうなことをお尋ねすると、社会文化体育館が当然必要であるし、望んであるから当然建つんでしょけれども、現在、それぞれの学校、

中学校とか——高校は別にしても、高校は県立ですから。市立の中学校、小学校の既存の体育館がありますから、その日常の使用ぐあいが、あるいは使用頻度、使用団体とか、どういうふうな使われ方がされているのか、そういうデータがあるのか、その2点お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

それぞれリーディング事業につきましては、古湯温泉の基本構想・基本計画の策定、それから社会体育館の基本構想・基本計画の策定ということで、5,000千円委託料ということで計上をさせていただいておりますけれども、やはりこれにつきましては、古湯温泉につきましてはいろいろまちづくり研究会での検討がなされて、御提言がなされております。そういうことを含めて、嬉野市におけるこの体育館も含めて施設の建設のためについては基本構想・基本計画を、しっかりしたものを策定する必要があるかと思っております。そういう面では、全体の活性化につながる整備のコンセプト及び導入機能の検討を行った上で、先ほど申し上げましたように、その整備計画及び実現の方策の立案というのをまずしっかりしたものを行う必要があるかと思っております。そういうことで業者の方をお願いをいたしまして、基本構想を策定するというようなことで予算を計上させていただいております。

具体的に業者はどこかと言われても、そこは今から検討しながら決定をしていきたいと考えております。

先ほど申されましたように、特に体育館についてはいろいろ使用とか利用効果を求められますので、そういうところも含めて具体的に建物の規模なり、あるいは立地条件含めて、そういうふうなところも含めて基本構想の中で、基本計画の中で策定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

委託でありますので、自分でできないからよそに頼むわけですね。市の職員の方も優秀

な方が、有能な方がたくさんおられると思うんですが、手いっぱいうちじゃでけんよ、よそに頼むよということなのか、もう最初から丸投げでやろうと。まず自前でやるのが普通じゃないかなと思います。先ほど1問目の利用状況等の答えをまだいただいていないんですけども。体育館の。塩田地区の。塩田地区に限って。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

利用状況についてですけれども、こちらの方に塩田地区、小学校3校、中学校1校ありますけれども、11月分であるとか、ことしの1月分の状況をいただいておりますけれども、五町田小学校につきましては、17年12月で申し上げます。30日のうち、29日からお休みになっていると思いますけど、28日までのうちに使っていない日が6日ぐらいですね。久間小学校も同じです。塩田小学校につきましては、利用状況としては12月については7日間程度ですね、塩田中学校につきましては20日間ぐらいの利用があるということです。

以上です。

○議長（山口 要君）

2回目の答弁してください。企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

先ほど自前でできないかということでございましたけれども、先ほど市長も申し上げておられましたけれども、庁舎内にプロジェクトチームを結成いたしまして、関係課職員ですね。そこらも含めて検討いたしまして、専門的なことも踏まえて業者の方にお知恵を拝借する部分もあるかと思しますので、一体となって進めていきたいと考えております。特にリーディング事業につきましては大規模な計画でありまして、大きな予算も必要としますので、きちんとした形で計画をつくりまして、町民にきちんとした説明ができるように透明性のある計画書をつくっていかなければならないと思っていますので、そういうことで今回委託料ということで5,000千円計上させていただいています。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

3回目ですので、これ以上できませんので、頑張ります。

5,000千円というのは決してはした金じゃありません。冒頭申し上げたように、予算のあつけん使わじゃなくて、せつかくある大事なお金ですので、有意義に、しかも市民のために、本当に生きたお金を使っていたきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

また122ページの委託料の方に戻るんですが、本庁舎の分と市公民館の分ですね。これは清掃の分でちょっとお尋ねをしたいんですよ。シルバーの方に委託されている分は、これは理解はできるんですが、業者の方に委託されている分ですね、本庁舎の分で定期の清掃というのが毎月1回あるわけですよ。それで、空気環境測定というのが2カ月に一遍あるわけですよ。あと、ビル管理専任というのがまた別に上がっているんですが、このあたりについて、まず定期清掃が何で月1回業者に頼まなければいけないのかと、定期清掃の年額の金額ですね。それについてまずお尋ねをしたいのと、空気環境測定というのがどういうものなのか、それについても内容と金額をお聞かせください。ビル管理専任というのについても内容をお尋ねしたい。

市公民館においても定期清掃が通路、ロビー、階段で年間10回やられているわけですよ。事務室なんかは5回、タイル・床で5回というふうに定期清掃をやられているわけですが、このあたりの定期清掃の回数が余りにも多過ぎるんじゃないかなと、このあたりも金額的な面をお聞かせ願いたいのと、その理由ですね。保健センターについても毎月1回定期清掃が行われておると。

このあたりですね、毎月毎月何で業者委託の清掃が必要なのかなという気がするわけですよ。私の考えでいけば、シルバー人材センターを活用することはいいことだと思います。だから、この方々は今2時間2人という契約で一応今度の当初予算も上がっていますが、このあたりを逆に業者さんに頼まなくて、2時間の4人とかいって振り分けてするとか、そーい

う方法はできないのかなという気がしたものですから、まずは業者に頼まれる内容、金額についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

定期清掃が年12回ですね、これは3,515,200円、ガラス清掃2回310千円、網戸清掃が1回ですけど、32,550円、カーペットのクリーニング、これは市長室、助役室がございます。これが45,150円、空気環境測定が10ポイントの2回ということで237千円、あと飲料水貯水槽がございまして、この水質検査ですね、これが年1回で89,100円、あと水質検査11項目、15項目ありますが、1回目が11項目で62,500円、2回目が29,500円、それと防虫防除が2回ありまして、これが82千円、ビル管理の専任が252千円となっておりますが、このビル管理専任はビル管理法で3,000平米を超えた建物については、ビル管理者を置いて管理しなければいけないという規定がございまして、それをお願いしているということでございまして。

回数はですね、ちょっと従来旧塩田町の方でこういう契約をやっていたということで、今回もそのままの予定で予算を上げておりますが、ワックスがけ等は毎月フロアをワックスかけておるわけですけど、これらだって毎月1回しなければいけないのかということになりますと、1回は2回でも、それはこしたことはないかと思います。年12回が多いのか少ないのか、これもわかりませんが、きれいに保つという意味で月1回はということであろうかと思いますが、今年度はこの予算でお願いできればと思っております。

以上でございます。（「あと市公民館と保健センターもいいですか」と呼ぶ者あり）済みません、忘れておりました。

町民会館の方ですね、これは定期清掃で10回ですね、通路、ロビー、階段ほか673,700円、各事務所のタイル・床、これは5回で188千円、タイルの床洗浄が5回で19,800円、ガラス清掃が1回で345平米あります。103,500円、照明器具の清掃が148千円、保健センターは定期清掃12回で624,548円、ガラス清掃が2回で67,452円となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

かなり高額なんですよね、この定期清掃の分がですね。そのワックスがけが月1回必ずやっているというふうなことでございますけれども、そのあたりはもう一回この1年間見ていただいて、本当に毎月毎月必要なのか。嬉野支所においては、現在、臨時の職員さんたちがやっておられるわけですよね。古いということもあったんでしょうが、臨時職員の方でワックスがけをやられているわけですよ。そのあたりの対応というのがですね、今までの流れでいけば、旧塩田町はシルバー人材センターを使っていたらっしゃったと。このあたりの活用の中で、ワックスがけはできないものなのか。年に1回か2回は専門の方に頼むというふうな計画はできないのかなという気がするわけですよ。毎月毎月このようにする必要があるのかどうかというのをまず疑問的に思いますので、この1年間の中で、やはり今の財政課長も嬉野から来られていますので、新しいこの庁舎の中というのは余り御存じないと思いますので、外から来た目でもう一回見ていただいて、ことしの年間契約についてはもう目の前に迫っていますので、無理だと思います。この1年間をじっくり見て、そして、本当に清掃関係について御協議をいただきたい、そのように思っています。

もう1点いいですか。この空気環境測定というのがなぜ必要なのかと、ビル管理専任が3,000平米以上であれば必ず必要であると言われてはいますが、このビル管理責任者という方は、この庁舎の中にどこにいらっしゃるわけですかね。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

ビル管理士につきましては庁舎の中にいませんから、湯浅さんをお願いをするということになっておると聞いております。

それと、空気検査ですね、空気環境測定、これについてはなぜ必要かと言われるすと、やっぱり労働面での安全、衛生といいますか、そこら辺が必要になってくるからするんじゃないかと思いますが、そこまで詳しく私は今のところ承知しておりませんので、何といたしますか、研究をしてみたいと思います。差し当たって18年度に向けて清掃をどうするかということになっている時期でございます。契約、あるいは入札に当たりましては、これも十分吟味しながら設計仕様をいたしまして、発注に結びつけたいと考えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

3回目。

○11番（神近勝彦君）

その空気環境測定、わからなければですね、これ契約前にもう一回ちょっと確認をしてみてください。必要でなければする必要がないと思うんですよ。この空気環境測定ですね。何らかの理由があつて契約が今までずっとあつたんだと思うんですが、まず必要なのかわりかをもう一回確認をお願いします。で、必要でなければ6月補正あたりでもう一回抹消されても結構じゃないですか。

ビル管理選任については、私もちょっと大体イメージ的にわかるんですが、これはだれに、そしたらお願いをしているのかだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

清掃業者さんの中に、清掃業者の会社の中に、その資格を持った方がいらっしゃるというところで、その部分の役務の提供費ということだと解釈いたします。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

126ページですね、総務費の中の一番上の廃止路線代替バスと生活交通路線維持費ですね、これは5路線と3路線と聞いておりますけど、会社は祐徳バスと。このことについて、テレビでちょうど同じようなことを報じておりました。というのは、そこもちょうど大型バスを40人ぐらいのバスを使っておったところが、維持費が大変ということで、小型にしたと。そしてまた一つは環境問題ですね、廃棄ガスをどんどん出すから、もうなるだけ小さかをやろうというてしたところが、経費を大分削減したというテレビ放映を私見ておりました。ですから、このことでまず年間の乗客数あたりを調査されているのか、それから1台の利用乗客者ですね、そういうことを調べておられるのかお尋ねしたいんですけど、まずそういう点について、バス会社とそういうふうな話をされたことがあるのかどうか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

廃替バス及び生活交通路線維持関係のバス関係のお尋ねでございます。

実際乗車の状況を調査したことはあるかということでございますけれども、これにつきましては、毎年1回バス会社の方から報告書が上がってきております。年々乗車率が悪うございまして、特に嬉野地区を走っております大野原線ですね、ここが乗車密度1.0を切っております。乗車密度1.0を切るというのはどういうことかといいますと、始発から終点まで、だれかが1人乗っているか乗っていないかということです。途中でおりても途中で乗られたら、終点まで乗られていたら乗車密度になりますけど、これが1を切っているという非常に厳しい路線もございます。

その他の路線ですけど、特に乗車率がいいところが、嬉野で言いますと下吉田線ですね。ここは通学バスも兼ねておりますので、ここは乗車率はよろしゅうございます。それと、あと三坂線というのが嬉野から塩田の長谷を通って山内まで行っておりますけど、この路線についても通学者が多いということで、結構乗車率がございます。あと、春日線と上久間線については非常に厳しい状況でございます。今申し上げましたのが廃止路線代替バスでございます。

次に、生活交通路線の方ですけども、これは地域間を結ぶ路線ということで位置づけをしております。祐徳稲荷神社を出発点といたしまして、まず吉田を經由して嬉野へ行く分、それから塩田を經由して嬉野へ行く分、それと塩田を經由して武雄へ行く分という3路線がございます。この路線につきましては、ほとんど高校生が利用してもらっていますので、乗車密度が1.0を切るということはありませんけれども、時間帯によって昼間の路線については1名か2名しか乗っていないというところもございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

この予算について私は云々とは申しませんがね、やっぱりこれは過疎化になれば当然乗る人は少なくなるんですね。特に来年ぐらいから農業再編でますますまた農家が厳しくなるという状態では恐らくふえはせんでしょう。しかし、この小型化によって、まずはガソリン

代が、町費が少なくなり、そして、それで浮いた分で今度は特に塩田は鍋野の和紙を鍋野にしておりますから、あそこにも小型化になれば1日2回ぐらいはそういうことをうまくして、予算の範囲内で回そうじゃないかということも考えておるわけですよ。ですから、そういう意味では大きなですね、私、上久間ですけど、それは今言いんさごとですね、毎日ということはまずありません。運転士さんが1人かなと思うたときがほんに多かわけですね。そして、相当ガソリンもたくでしょう、普通よりか太かけんですね、車が。

ですから、こういう点はエネルギーをね、片や環境問題ではごみを燃やすなという中で、片一方は太かバスをどんどん走らせると、矛盾したごたところのあるですね。ですから、こういう点についてはもっと経費をね、やっぱり採算面と、それから過疎地帯になるだけならば小型化で回数を多くやると、そういうふうなとをもう少し研究されないかと。予算は私はこれで結構でございますけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

議員御意見のとおりだと思います。小型化ということもバス会社とは交渉して、それとあと車いすが対応できるバスが運行できないとか、そういういろんな要望はいたしております。ただ、小型化するにもまたバスを買いかえにやいかんとか、そういう投資的な経費にはちょっと今金が使えないというところもございますということで、小型化は非常に厳しいという話を伺っております。

そのほかにですね、これは委員会の中でもお話ございましたけれども、コミュニティーバスの運行ですね、これをぜひ検討していきたいと思います。地域にはいろんな交通弱者と言われる方、まだたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひコミュニティーバスの検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

バス会社は自分の都合のいいように言っていると思いますよ。自分のうちの車検が切れたようなとを次にまたそれを車検してすれば、古いものが山に来て、新しいものが本市を走る

ということもあると思います。ですから、そういうやつで小さいやつは金がかかるでしょうと、逆にですね。それは小さいやつの中古品もあるでしょう。車検さえ通ればいいでしょうから。先ほどあなたが言われたことは非常に私も関心持ちますが、やっぱりコミュニティー関係が話が出たと申しますと、やっぱり志田焼博物館とか、先ほど言った鍋野とか、それから楠風館とか、そして今度は伝建の塩田町も今頑張っておりますから、そういうなどもやっぱり乗っても乗らなくても巡回しておれば、それに合わせてやっぱり応援していくと。ですから、いわゆるバス会社とか、あるいは旅行者に定期的にチラシをつくらせるとか、もっと外に向けて発信せんばいかんと私は思う。内に向かって幾ら掲載してもだめですから、もっと外に向かって情報を発信して、そうしてすれば寄ってきんさつ、ただでよかったねと、鍋野の方に行かれたよとか、そういうようなことが大事かけんが、ぜひそれは進めてください。よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

わからないことばかりなんですけれども、121ページ、廃物判定員会11人と、これは。それと127ページ、コミュニティー助成事業と女性ネットワークづくり事業の予算ですね、その3点をちょっとお尋ねしたいと思います。内訳。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

それでは、まず121ページの廃物判定員会ですね、これについて御説明申し上げます。

公的な施設、駐車場ですね、そこに放置された自動車が出てきた場合、勝手に処分はできませんので、放置自動車に関する条例をつくっております。委員さんの中で検討してもらって、撤去して廃車扱いしていいかという、その検討する委員会がございますけど、11人で構成するという事で予定をしております。

メンバーが、これは旧塩田町の方にはこの委員会ございませんでしたので、今回1月1日付で新しい条例ができたわけですけど、メンバーが自動車関係の専門の知識を有する方、それと販売店の代表の方、それから弁護士さん、それと交通安全協会とか行政嘱託員さんの代表とか、あと女性ネットワークの方からも入っていただいております。（「そしたらわかり

ました」と呼ぶ者あり) そういったことで、廃物として判定をする委員会でございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 要君)

企画部長。

○企画部長(桑原秋則君)

お答えします。

女性ネットワークづくりの157千円の件だと思いますけれども、これは嬉野の女性ネットワークの活動補助金ということで、平成17年度の補助金同様、平成18年度にも157千円ということで計上させていただいております。

以上でございます。(「コミュニティー助成事業は」と呼ぶ者あり)

補助金の中のコミュニティー助成事業ですね、これにつきましては、これは財団法人の自治総合センターの宝くじ普及事業の一環でコミュニティー助成事業ということで、これは塩田町の不知火太鼓ですね、愛好会がございますけれども、そこに助成をする分で2,500千円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長(山口 要君)

秋月議員。

○4番(秋月留美子君)

女性ネットワークづくりという名目で出されていますけれども、これは男女共同参画課にも同じような金額が入っていたんじゃないかなと、それとまた違うんですかね。ちょっと私も男女共同参画課かどっかに入っていた予算をどこかで見たんですけど、ちょっと今探し切れないんですけど、そこで157千円出ていなかったですか。それともまた別なものなんですかね。一緒なんですかね。

○議長(山口 要君)

地域振興課長。

○地域振興課長(中島文二郎君)

同じ地域振興課の中に男女共同参画室がありますので、事業としては一緒でございます。

以上です。

○議長(山口 要君)

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そしたら、私たちネットワークなんですけれども、そしたら男女共同参画としての活動じゃないと使えないみたいな感じで結構耳にしているんですけれども、そうすると、この欄では総務費の中に入れて、女性ネットワークづくり事業で入っていますよね。この辺はどういうふうに受け取ったらよろしいのでしょうか。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

嬉野の女性ネットワークの会則の中にこの文言がうたわれております。読んでみますと、「男女共同参画型の社会づくりと女性の活動の活性化を図ることを目的とする。」ということで、このことにつきましては男女共同参画の一環としての補助金ということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほどのコミュニティー助成事業についてですが、今回2,500千円不知火太鼓の方へやられるわけなんですけれども、この2,500千円の内訳というものはどういうものなのでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

これは太鼓の購入代ということで、それぞれ合わせまして合計で、トータルで2,500千円ということなんですけれども、いろいろな太鼓の種類がございまして、全体で7台の太鼓を購入の計画が上がっております。その分につきまして上限が2,500千円ということでございまして、今回この太鼓連盟につきまして、2,500千円の補助をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

太鼓についてはかなり高額であるというのはわかるんですが、できましたら7台というのは大きさ、非常にばらばらなんでしょうかね。ある程度大中小とかあると思うんですが、その点までわかるようだったら後ほど結構です、資料として下さい。

これは現在も多分、あと7台か8台太鼓をお持ちだと思うんですが、この購入をすることによって、さらに子供たちへのこういうふうな太鼓の地域コミュニティーを図られるつもりだと思うんですが、その点の事業計画もちゃんとあるのかどうか、その点だけお聞かせください。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

不知火太鼓につきましては、昭和52年の4月に結成をされております。大体組織人員が30名程度ということで、小学生から大人までおられるわけですけれども、活動面につきましては県内はもちろんですけれども、県外いろいろ出向かれて、それなりの活動をされております。宮城県とか、あるいは熊本県ですね、そういうところのいろんな太鼓の競技大会に出場されたり、あるいは県内ではいろいろ要請があったもの、いろんなイベントにも参加をされております。そういうことで、ここに決算書なり、あるいは今後の活動についても、事業報告についても出ておりますので、あともって、もしよかったら参考資料として差し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

126ページの地域情報化推進費の需用費、修繕料500千円が計上されておりますけど、パソコン207台、プリンター45台、この17年度の修繕の状況はどうなんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

修繕料のお尋ねでございます。今回、合併によりましてこの修繕料がかなり増額になっております。17年度の状況でございますけれども、支所でプリンターが2台ぐらいの、二、三万程度の修理だったと思います。今回207台という、両町合併し多くの台数になりましたので、例年200千円程度の修理代を見ておりましたけれども、今回この額でございます。特にプリンター関係の修理につきましては、Web方式ということで、財務会計とも一緒になったプリンターを使っておりますので、これは非常に使用頻度が高うございまして、こちらの方の修理が出てくるんじゃないかということで、この額で上げております。

また、こっちの本庁の塩田の方の修理品についてはちょっと把握しておりませんけど。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

パソコンの修理とプリンターの修理なんですけど、パソコンの廃棄パソコンですね。これはどのように処理されていらっしゃるか、お聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

今回、旧式といいますかね、今のシステムがいっぱいになるパソコンについては、今保管しております。これが結構ございまして、50台近く今ございます。まだ中がいろんなシステム、データが入ったままになっているということでございますので、簡単に廃棄できないという状態で今保管をしております。これの活用ですけれども、今それらを貸し出しとして考えております。今事務用として10台ほど出しておりますけれども、あといろんな子供たちのパソコン教室とか、そういうのがありましたら、そちらの方にぜひ流用させていただきたいというふうに思います。

そのときは中を全部、データを空っぽにして出さなくてははいけませんけれども、それにはちょっと1台が2時間程度の時間がかかりますけれども、そういうのを行ってからいろんな

ものに利用していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

二つお聞きいたします。

すべてデータベース化されておりますので、情報の流出というのが懸念されます。廃棄パソコンを情報の流出がないようにしていただきたい。そしてもう一つは、子供のパソコン教室にそれを回すとおっしゃいましたけど、子供の方のパソコンが新しいパソコンが必要なんですよ。バージョンアップができません、かなり。古いものは困るんですよ。だから、もし子供さんにパソコンを上げるようだったら、新しいパソコンを上げてください。

データベース化の情報流出、これに対してかなり真剣にならないといけないんですけど、それは本当にどのようになさっていくか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

情報の流出につきましては、今いろんなニュース等でも言われております。特に今入ってきておりましたウィニーですかね、こういう問題も出てきておりますので、今回情報セキュリティポリシー、これを策定するようにしております。特に個人情報保護ですね、それと情報セキュリティ関係につきましては検討委員会を早速立ち上げてまして、すぐもう検討に入る予定にしております。これもぜひ情報漏れがないように万全を期したいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

簡単な質問で、127ページの保険料なんですけど、地域情報化推進費の保険料2,320千円ですよ。これに関してちょっと質問なんですけど、いわゆるこれは見舞金なのか保険なのかですね、いわゆる行政としては保険に入ることなんだろうけど、どういうふうな形で支払われるのか、また、各行政区においてもこういうボランティアの保険等に行政区でも入られ

ている区があると思うんですが、ここら辺との重複等があるのかないのか、お聞きをいたします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

この保険料につきましては、ボランティア保険ということで75円の3万1,000人分ということで2,325千円計上をさせていただいております。これは見舞金の支払いということでございます。ほかにこれはいろいろ保険の制度につきましては、旧嬉野町、旧塩田町それぞれ保険の制度があったわけですが、旧嬉野町につきましてはボランティア保険ということで、一般の方のいろんな社会教育の面含めて、一般住民の方の活動に対する見舞金ということで制度があったということでございます。旧塩田町におきましては、自治会活動保険、それから公民館の方でスポーツ保険がございましたけれども、これらが一応嬉野塩田合併協議の中でいろいろ補償の面とか見舞金の内容を含めまして、嬉野で加入をされているボランティアの保険が条件がいいということで、今回嬉野のボランティア保険に合わせまして、加入するように予定をいたしております。それぞれ自治会活動保険につきましては、旧嬉野町でも加入をされていたと思いますけれども、各自治体ですね。それはそれについて加入をしていただくということで、任意の加入ということで、その分についてはそれぞれの区の任意ということで、その分については残しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

非常に市民が活動していただいて、けがをする。これは非常に多いかと思うんですが、こういうふうな行政としてこういうものに入っていますよという告知を市民の皆さんにどういうふうにして告知をしていくのか。また、そういうけが等があったときにどういうふうな体制でその人に見舞金が支払われるのか、そこら辺お答えいただけますか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

先ほど申し上げましたように、ボランティア保険につきましては市民のすべての活動に、行事について該当するものでございまして、その行政嘱託員会の中でも周知徹底を図っております。あとは市報とか、もしけが等がございましたら行政嘱託員さんを通じまして、地域振興課の方に御連絡いただければ手続はとっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

これ、もし昨年の実績等わかれば、嬉野でも塩田でも構いませんけれども、お教え願いたいんですが、かなりの数のけががあると思うんですよね。そして、それがこういう制度があることを知らない方も多々あるかと思うんですよ。だから、そこら辺の周知徹底というものをぜひお願いしておきたいというふうに要望をしておきます。こういう保険があるというか、見舞金の制度があるということですかね。もしわかれば、昨年どれぐらいの嬉野なり塩田なりがあったのかをお教え願いたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

旧嬉野地区のボランティア保険につきましては、平成16年度で13件っております。支払いした金額が1,286千円程度、17年度につきましては9件発生をしております。金額についてはまだ途中ということで正確な数字は把握をしておりません。塩田地区につきましては、自治会活動保険でございますが、16年度は13件、それと17年度に現在まで4件が発生をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

あと2点ほどですが、5時までには終わるかな。125ページの経済調査協会の分ですね。この分ですね、旧2町では30千円、30千円の60千円だったんですよね、合併する前は。これが市になった途端に均等割が90千円になって、人口割額が加算されて、30千円の分が加算されて120千円というふうになっているわけですよ。余りにも高過ぎると。単純に考えれば、結局2町合併して30千円、30千円の60千円だったら50千円でいいんじゃないかなという気がするわけですよね。この経済調査協会というものがどういう団体なのか、こういう団体に本当に負担金を出す必要があるのか。それから、この120千円出す根拠ですよね。向こうが結局勝手に決めているわけでしょう。均等割が90千円であり、人口割は30千円ですよと。このあたりが本当にこれでいいのかなと。そしたら、唐津にしろ、武雄にしろ、このあたりについては何もおっしゃらないのかなという気がするんですよ。佐賀市についてもかなり人口的に多くなりましたよね。佐賀市については人口割的に、単純に考えれば嬉野3万人だから30千円、佐賀市だったら25万人おるから250千円なのかと言いたくなるわけですよ。そのあたりについても、どういうふうなこのあたりの御説明を受けていらっしゃるのかということですね。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

議員御発言のとおり、倍以上の金額ということになっております。一つは、まずこの調査会ですね、どういう団体かと申し上げますと、これは1981年ですので、約二十四、五年前に設立されております。これは佐賀県が出資をした基金が24,900千円の基金で設立されたものです。代表役員さんが指山弘養さんですね、それから、職員が常勤で4名、ここには入っております。事業内容といたしましては、いろんな佐賀県内の経済関係の研究事業ということになっておりますけれども、概要といたしましては、県と県内の全市町村及び経済会が一体となりまして、佐賀県の地域性豊かな総合調査研究機関として、今言いました1981年に設立をされております。

いろんな研究テーマごとに、必要に応じていろんな調査、また学識経験者などの参加、協力を得まして、専門的な立場から総合的な調査研究を行うというふうになっております。

ここの組織の主な受託先と申し上げますと、佐賀県とか市町村、それから国土交通省関係

ですね、そういうことになります。

また、定期刊行物というのが発行されておまして、佐経調のあらましという、これは本調査会のあらましを書かれたものでございますけれども、そのほかにいろんな調査されたものが印刷で配付をされてきております。

今回、負担金ですけれども、一つは全市町村加盟ですので、合併によって均等割に相当する分がそれぞれやっぱり高くなっております。特に市になりましたものですから、市についてはすべて90千円ということでございます。

それと、市町村につきましては、これ30千円だったんですね。だから、去年は両町で60千円でよかったということになります。それとあと、市になりましたら人口割というのも加算されるようになりまして、これが嬉野の場合が30千円、人口割はかかっております。町村の場合はこの人口割がございませんでしたので、均等割のみの負担でよかったということでございます。

ちなみに、ほかの市を申し上げますと、佐賀市で390千円です。唐津市が270千円、あとお隣の武雄ですね、ここが150千円、鹿島がうちと同じく120千円というようになっています。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

かなり高額な負担金が発生しているなという気がするわけですね。で、今御説明を受けたわけですが、そしたら本当にどのような活動をされているのかということで、何かこう、先ほどあらましをつくったりとか言われましたけれども、佐賀県の各市町がこれだけの負担をして、本当の活動ができているのかなという気がするんですよ。これは経済調査会だけじゃなくて、いろんな所管に何とか協会、何とか協会とあるんで、各項目ごとに一回一回言っていこうかなという気がするんですが、余りにもですね、こういうよく言われる天下り的な意味合いの協会というものに、何で各市町村が負担金を出さなければいけないのかという問題なんですよ。だから、これは昨年も言ってきたんですが、1回、1年間出さなくていいんじゃないですか。1年間出さないことによって、この協会から何かあるのかどうか。で、嬉野市が何か困るのかどうか、一回やってみなければわからないんじゃないかなという気がするんですが、一回ことし1年やめてみらんですか、どうですか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

非常に苦しい答弁になりますけれども、一応これは県内やっぱり全市町村でこういう団体をつくって、県内のいろんな産業、それから自治体も含めて活性化を図ろうということで立ち上げられた団体でございますので、負担金が高くなるという理由は、これはもうこの予算をつくる前に、いろんな介護の中で説明をされておりますけれども、ちょっとうちだけ脱退するというわけにはなかなかいかないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

多分答弁的にはそうかなという気がするんですが、どっちにしろこの協会というものは疑わしいもののがかなりあります。ですから、このあたりはもっと各市、町、連携してもう一回こういうものに対して見直しを図るように広域で検討をしてください。嬉野市だけでなくですね、広域の中で。この件については御答弁要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

時間がもう参っておりますが、一つだけです。これは所管のところになります、総務委員会に市長がお見えでなかったもので、市長にお尋ねしたいと思います。

実は125ページの方に、広域圏の負担金が出てきております。実は私も1年ほど広域圏議会に出席をさせていただいたんですが、その中で、消防は別として、あそこの職員の問題ですが、いわゆる各自治体から派遣された職員方なんだと思っております。勉強不足の部分があったら訂正しますが、そういった中で、あそこの職員の方を、私自身ですね、今1年ほど出席させていただいた中で、やっぱりもう少しプロパーを育てるべきじゃないかというふう感じたわけですね。個々の業務にも関連してくると思いますが、広域圏の電算には太良町は入っておりません。そういった中で、やはり電算業務一つとっても非常に莫大な費用がか

かっております。これはうちの実態もそうでございますが、まず広域圏からですね。

そういった中で、やはりプロパーを育てながら、費用軽減を図っていくべきものがあるんじゃないかなと思うわけですね。県の事例も私たちの議長会の中でも勉強会をしたわけですが、やはり電算システムを構築するときに、コースの見直しとか、あるいは経営単価の切り下げとか、そういった部分もあります。それともう一つは、太良町さんが広域圏に入っていないけど、やっぱり結構安くついておると。もう一つは、うちの職員自体も少し足りないんじゃないかなと。そういったときに、やはりプロパーを育てるような形で——これは広域圏ですよ。そういった形でいけたら、いろいろな面において都合がいいんじゃないかなと思うわけですけど、市長はどのようにこのことについてお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

お待ちください。

議案審議の途中でありますけれども、会議時間が10時から5時までとなっております。お諮りしたいと思います。本日の会議時間を1時間延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を1時間延長いたします。

市長、答弁求めます。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

先ほど御発言の田口議員も以前、広域圏議会議員として御活躍いただいたわけでございますので、心から敬意を表したいと思っております。

私も同じ圏でございますが、いろんな意味合いはございますけれども、今回の合併問題に絡みましても、やはり広域の合併ということ、前こちらの杉光町長と一緒に訴えたわけでございますけれども、その私の考えの中の一つは、広域のそれぞれの業務の見直しということ踏まえて発言をさせていただいたところもございます。

私も行財政改革ということを積極的に取り組んでおりますけれども、やはりこの一部事務組合の存在というのは否定できないわけでございまして、一部事務組合の負担金というのがですね、それぞれの市町村に大きな負担になってきているということは事実でございます。

そういうことで、できる限り、その一部事務組合といえども自主性を発揮して、行財政改革を進めていただかなければならないというふうに考えておるところでございます。

そういうことで私も以前の広域の議会で消防職員の退職金の問題で発言をさせていただいたわけでございますけれども、今回いろんなことがございまして、大幅な増額ということにもなったんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、全体的に業務を遂行していかなければならないわけございまして、そういうことを踏まえながらも、日々一部事務組合も努力をしていただきたいと思いますと思っております。

実はプロパーの職員のことでございますけれども、これは前町長時代でございますけれども、具体的に私も要請をいたしまして、電算につきましては、以前は私どもももう1名、嬉野町の場合はもう1名たくさん出しておったわけでございますけれども、交代のときに一度お断りをいたしまして、プロパーの採用ということをお願いした経緯もございます。

ただ、全体的にはやはりそれぞれの構成市町村からの人員の負担ということで、今一部事務組合が動いておるわけでございますので、そういう点は国や議会の中で、今の御意見をもとにして、ぜひ発言を続けてまいりたいというふうに考えております。

そういう点で、私ども両方、一部事務組合あるわけございまして、広域と衛生施設組合もございます。両方とも、やはりこのプロパー職員を育成して、できる限り効率的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

今、市長の答弁で、私もぜひそうしてほしいなと思います。ぜひそういった方向に進むようをお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

126ページのネットワーク関係ですね。L G W A Nと公共ネットワークの件なんですけど、私はこういう部門に関してはちょっとわからないもんですから詳しくお聞きをしたいんですよ。

まず、L G W A N というのは、私が資料をいただいているのはあくまでも佐賀県庁と本庁とをつなぐ分だという感じがするんですよ。公共ネットワークというのが、この佐賀県下の県庁から市町村を結ぶネットワークじゃないかなという気がするんですが、まず、私のこの理解に対してちょっとお聞かせをお願いしたいんですが。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

L G W A N につきましては、これはちょっと二、三年前からの構築ということでございます。簡単に申し上げますと、国と県と地方をつなぐネットワークのL G W A N でございます。特に今、国からの、例えばいろんな通達、通知等は今ペーパーで来ておりますけれども、これをもうペーパーレス化して、データで送るというふうなのが最終的な目的でございます。当然今ペーパーで来ておりますので、市長名で回答する場合は市長の公印を打って、例えば何とか大臣あてにいろんな補助金申請等出しているわけですが、これももう将来的にはその公印も認証できる内容になって、データで国へ申請するというふうな形になろうかと思っております。これがL G W A N ですね。

もう一つは公共ネットワークですけど、これは佐賀県内を結ぶネットワークでございます。特にもう御存じかと思っておりますけど、二、三年前に国道を掘り返して、情報ボックスというのを埋めていたと思っておりますけれども、あれが光ファイバーを設置する工事がなされております。あれが公共ネットワークの部分でございます。

今、主要国道とか県道の方に埋めてありますけど、その後が枝葉みたいな状態に今なっております。きちんとネットワークされているかといったら、その幹線が切れたら、またちょっと先が途切れてしまうような状況になっておりますので、もしその幹線が切れてもまた迂回路でちゃんとつながるようになるのが本当の公共ネットワーク化と思っておりますけれども、これはまだそのようにするための整備中でございます。

今回のL G W A N の保守、それから使用料等をお願いしておりますけれども、公共ネットワークがそうやってネットワークされたということで、そこに今までL G W A N の方は電柱の線を使っておりました。Q T N e t の線を使っておりましたけれども、これを地中に今入れられているそのネットワークに切りかえるということで、その整備になっているところで

ございます。大まかに申し上げますと、そういう状態です。特に公共ネットについては、防災面関係が繋がっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

よくわからないので後でまた聞きたいと思うんですが、とりあえずお聞きしたいのは、その中で公共ネットワーク、これは庁舎内のLAN工事が必要であるということをお聞きしているわけですね。その工事に対しては、国保連合会補助がありますよということなんですが、この庁舎内のLAN工事というのは、これはいつやられるのかですよ。もうやられたのかどうか。それは私の説明の中では、庁舎内のLAN工事は必要であるというふうに書いてあるわけですよ。ということは、まだやっていないというふうなことでとるわけですよ。その点についてまずお尋ねをしたいというのと、ネットワーク機器の中で新規パソコンが95台必要であると。プリンターは15台必要ですよというふうになっているわけですね。塩田の本庁で80台のパソコン、プリンターが13台、あとはもう小・中学校、これは各小学校に1台ずつとかなんとかということでしょうから、トータルが11台と。あとは1台、1台、1台とかなっていますので。ただ、新規で95台のパソコンを購入されると、プリンターは15台ですね。これについて購入なのか、リースなのかということですよ。だから、95台すべて、プリンターまで含めた段階での購入をされるのか、それとも、塩田本庁の80台はあくまでも総務担当だ、嬉野庁舎に関しては嬉野庁舎の担当だと。小・中学校に関しては教育課の所管だから教育課だと、そういう分け方をされるのかどうか、このあたりについてお尋ねをしたいんですが。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

まず、パソコンの方ですけれども、リースでいけると思います。あと出先関係ですね、これについては、例えば学校は学校教育課だというようなことじゃなくて、もう一括してうちの方で管理をしていきたいというふうに思います。

以上です。（「もう一つ、LAN工事」と呼ぶ者あり）

LAN工事については、公共ネットワークを使ったシステムをつなぐということになれば、それはそれでまた別に工事が必要になります。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

必要になるということは、結局多分これは佐賀県下の公共ネットワークという、このシステムは、これから先また構築されるわけですから必ず要るわけですよ、庁舎内のLAN工事。ということは、この工事は大体いつされるのか、ある程度計画されて今年度の補正あたりが出てくるのか、それとも来年、次年度の19年度でやられるのか、その点ですよ。検討しなければ工事費関係は多分上がってこないだろうと思うんですが、もし検討されていたならば、このLAN工事に対してどれぐらいの大まかな工事費用がかかるのかどうか、その点についてお伺いをしたいし、このリースで行いたいということをおっしゃいました。ただ、その中で、これは135ページの戸籍用パソコンのところでお尋ねをしていたんですよ。そこでは、高額な物品でなければ標準化するため、リース料を組んだ場合、5年分の利息が必要になりますと。戸籍用パソコンについては安価だったので購入するものですよという御回答をいただいているわけですね。そういう中で、どっちが本当に安いのかなど。一方では、購入した方が安いということをおっしゃっているところもあるんですよ。今回は、トータル95台のパソコンに15台のプリンターという中で、本当にリースの方が安いのかどうか。

芦塚議員が警備の入札の件とかいろんな言われますが、これは本当に入札制度という中で、いろんな多種業者を、いろんなメーカーさんを入れたときに、どれだけ本当に安くなるかな。これだけの台数がそろえばですよ、安くなるかなという気がするんですよ。リースじゃなく購入するとき。そのあたりまで検討されたのかなという気がするんですよ。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

システムを組むときにはクライアントだけ、一番端末になるパソコンだけで進むということにはなかなかありません。そのシステムを組むもとなるサーバーが必要になりますし、

それをどこに置くかということにかかってくるわけですが、今回いろんな公共ネットを使って構築できる部分というのは、特に県との関係が出てまいりますので、この光ファイバーがですね、実は私もよく詳しくは知らないんですけれども、要領的にどれぐらいまでがもてるのかというのが問題になってくると思います。

いろんな医療システムとか、特に医療費を毎月県に報告せにやいかんとか、いろんなものがございまして、そういうのもすぐつながるといふようなシステムができるとは思いますが、そのシステムの内容によって、そのシステムに係るほかの備品が絡んでくると、これはもうリースの方がうんと安いと思います。端末だけの購入で済むのであれば、これは関係する業者に見積もりとって、一括購入した方が安いとは思いますが、

以上です。（「LAN工事については」と呼ぶ者あり）工事ですか。（「工事と、いつやる計画なのか」と呼ぶ者あり）

まだ具体的な検討に入っておりませんので、ちょっと工事については不明でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

124ページ、13節の委託料ですね。その中で、文字放送と議会放映とありますね、110何万ですかね。この文字放送という意味がわかりませんが、まず議会放送というのは塩田の藤津ケーブルは大体無料で今までしておられましたけど、この文字放送と議会放映と絡めて御説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

文字放送ですが、これはそれぞれ藤津ケーブルと嬉野のテレビ九州と、両町ケーブルネットで放送しておりますけれども、その分の住民への情報提供ということで、文字放送38,400円分の12カ月の消費税含めて484千円ということでここにお願いをいたしております。

議会放映につきましては、これは放映と収録を含めまして162千円の4回、定例4回の議会ですね、消費税含めまして681千円ということでお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

文字放送というのは12回と申されましたね。それはその専門でしょうけど、議会放映は嬉野は有料だったと、塩田は無料で、今回はたまたま嬉野の放送が来られて、ダビングしたやつを塩田で今放映されておられますが、そういう点では今後この議会放映のこの代金は、これは塩田にも行くものか、それとも嬉野の分だけなのか、その辺もあわせてお願いします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

議会放映につきましては、それぞれ今旧両町のケーブル会社の方で協議をなされておりますけれども、今2台テレビがつながってございましたけれども、それはそれぞれ塩田のケーブルと嬉野のテレビ九州ですかね、テレ九の方からということで2台使ってございましたけれども、それは新年度につきましては、18年度につきましてはここに予算を計上しておりますけれども、両方の会社で協議をされて、どういうふうにされるのか、そういうことで持っていくということで伺っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

やっぱり今非常に合併してから新しい市で傍聴に来られる方も多いですけど、テレビをうちで見る人は大分関心があると思います。その中で、たまたま嬉野の方はその日のうちの午後7時から1回と、後日あと1回というふうに伺っておりますが、中身はよくわかりません、2回ぐらいと。しかし、塩田の方のはがくれテレビは1週間ぐらいしてから、大体1日に3回、それを3回ぐらいと、9回ぐらいというふうにやっておられたと思います。ですから、12チャンネルをつければ、たまたまテレビで議会をやっているということで、案外見る機会が多かったと。しかし、1回か2回かされれば、そのチャンスを失うわけですから、ある程度この辺は統一して、もちろんある程度有料要りましょうから、それは予算を組んでも情報を公開することは何よりもですね、何かのお金のむだを省いてでも、こういうやつにはある程度力を入れて、そして皆さんに新市の議会の中身を知ってもらおうと。そういうことが

一番今大事なことと思いますので、これについては会社にただ話し合われるじゃなくして、こういうふうにお願いしますというふうな方向性も議会とそのような方と協議してもいいと思いますけど、その辺はいかがですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

議会放映につきましては、ここに委託の契約書がございますけれども、今回の3月の定例議会につきましては、一般質問につきましては当日分、終了につきましては19時から24時まで放映ということで、あと随時、再放送につきましては3日間ということで、一般質問が終了した後3日間、ただし、土曜、日曜が来た場合は若干の変更があるということで、11時から15時ということで、そういうことでここに委託の契約書ということで、テレビ九州が代表ということで、ここに市と契約をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

神近議員の質問が3回で終わりましたのと、芦塚議員の質問が終わりましたので、私が引き継げるかどうかわかりませんが、関連したようなものですが、現在倉庫で眠っているパソコンを子供たちに使うという答弁でしたけれども、バージョン的にはどこら辺のバージョンであるかということと、リース契約でパソコンを99台設置するか、一括購入で設置するかは契約の中で、私どものレベルが全然違いますけど、契約の段階でリースするのか、一括するのかということであって、どちらが安いという、もちろんリースですと金利がつきますから、その分は当然高くはなるということは認識しておりますけれども、どちらにするかということで、そのときの財政のぐあいによるだけであって、安くなる、高くなるは関係ないと思うんですけども、その2点お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

今保管しておりますパソコンがかなり古うございまして、2000前のものがほとんどござ

います。98もございますし、98が多かったかと思います。

今回、合併に伴いまして、先ほどの神近議員のお尋ねで95台と15台というのは、情報ネットワークの方でしたね、私ははっきり行政ネットワークの方だと思っておりましたので、済みません、勘違いしておりました。

このパソコンの95台については、これはもう購入しております。プリンター15台ですね、これもリースじゃなくて購入です。

ただ、今回、先ほど申し上げましたけど、情報ネットワークを組みましたけれども、これに財務会計というのがもう一つシステムがございます、これをこの情報ネットに載せておりますので、これに係るシステムに係りますサーバーがですね、ちょっと総務課の横の部屋にサーバー室がございますけれども、ここに係る機器類はリースをいたしております。端末については購入をいたしております。

そのときの予算の状況という園田議員のお尋ねでございますけれども、今回なるべく安く費用がかかるようにということで、財務会計については旧嬉野町の財務会計を使って、それを流用したという形をとっておりますし、経費的にはなるべく少なく済むようにということで考えて構築をしております。

また、今回合併に伴います構築ということで、すべてが交付金で賄えたということもございますけれども、今言いましたようになるべく安くかかるように、その方向で整備をしたところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

購入ということでしたけれども、芦塚議員が一般質問のときからずっと力説しておられますけど、購入されるときに当然見積もりを業者からとるとかいうことは当然行われたらろうと思います。まずそれが1点と、バージョンが古いパソコンを子供たちに使わせないでくださいということを言われましたけど、95、98はちょっと論外だろうと思いますけど、2000だといいかなというところになりますけど、フォーマットをどなたがやっつけらっしゃるかはわかりませんが、私ができるわけじゃないんですけれども、その筋の人から聞いたわけですが、素人というか、言い方おかしいですけども、そこそ自分でフォーマットをか

けて、ハードディスクゼロに、真っ白にした。再度インストールしたにしても、その筋のプロにかかると、データを吸い上げるマニアがやっぱりいるわけです。だから、そこら辺をですね、やっぱり個人のパソコンを流用するのは別に個人のデータですからよろしゅうございますけれども、やっぱりこういう公のところのパソコンを何がしかの教室であったにしても、ちょっとノートパソコン借りるねとかなると、その筋の人の手にかかれば、いとも簡単にデータは吸い上げられるということを御提言というか、申し添えておきます。——最初何やったですかね、言いよったとは。（「見積書」と呼ぶ者あり）あ、見積もり。そこら辺よろしく御答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

見積もりの件ですけれども、今回15社にお願いをいたしました。実際出されてきたのは7社だったか、8社だったか、やっぱり棄権されるという業者もいらっしゃいます。とにかくその筋の業者の方には全部連絡して出していただいたところです。

それと今保管しているパソコンですけれども、データを空にするのはうちの一担当が今やっております。園田議員御発言のとおりであれば、これは少し考えを改めるべきだと思いますので、今10台ほど流用をしておりますけれども、これは今、うちの庁舎内の臨時嘱託さんが使われる用として配置をしておりますので、部外には出ておりませんので、その辺は安心できるかと思えますけど、いろんなパソコン教室等に使うのは少し考えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

持ち出すことはないということを聞きまして安心しました。そういうたけた人がおりますので、くれぐれも庁舎内から出さないということを前提に利用されることをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

コミュニティーセンターについてお尋ねをしたいんですね。ページ数でいったら123ページから125ページにかけてなんですが、これは4月に指定管理者制度を使って委託をやりたいということはお聞きしているわけです。そういう中で、後ほどの資料で結構です。どういうふうな条件であられるのかなという気がするわけですよ。というのは、収入は2,100千円しかないわけですよね。だから、どう考えても赤字なんですよ。それはすべての指定管理者の中では全部そうだと思うんですが、どこまで補助金対象で持っていくのかどうかというのが一つあると思いますので、後ほどの資料で結構ですので、その分を原案として持っていらっしゃる分を下さい。

もう1点は、これがシルバー人材センターの方に受付業務を頼まれているんですが、これは委託というふうな形になっておりますので、これはいかがなものかなというふうな気がするわけですよ。4月からこの指定管理者というものの募集をされると思うんですが、決定するまでというのは、やっぱり何か月かあると思うんですよね。その間について、委託業務をされるということに関して、どうお考えなのかなという気がするんですが。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

コミュニティーセンターの楠風館の指定管理者については、4月に募集をいたしまして、5月に選定委員会で決定し、6月の定例会でお願いをしたいと考えておりますけれども、今回、予算につきましては1年分計上をいたしております。シルバー人材センター、昨年9月から直営（510ページで訂正）ということで運営をしているわけですが、それまでは指定管理者にお願いをしていたわけですが、シルバー人材の方には夜間の5時以降10時までの業務ですね、それから清掃関係、その分をお願いいたしております。

今後どういうふうにするかということにつきましては、いずれにしても指定管理者を導入する際、どのような形で、先ほど神近議員申されましたように、管理費として計上できる分、ここらについても十分検討しながら、当然、今現に職員でやっている部分を含めて精査をしながら、指定管理者に伴う分の管理運営というのは検討していかなければならない

と思っております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、部長の方から「直営」というお言葉をいただいたんですが、今の状況のコミュニティーセンターは直営じゃないと思うんですよ。直営であれば、正職員が行かなければならないと思うわけですが、現在のところ、シルバーの方を夜間の受け付けとして使っている。警備とか、そういうものに関しては別に問題ないと思うんですが、そういう業務に関しては正職員がだれもいないというのは直営じゃないと思うわけですよ。だから、このあたりについての整合性の問題も一つあると思うわけですよ。4月に応募して5月の精査、早く決まれば6月か7月にできればいいですよ。でも、応募がなかった場合は第2次の公募をかけるようになってきたときに、実際このコミュニティーセンターがいつから指定管理者になれるかという問題が出てくるわけですから、やはりこの制度的な問題があるわけですから、完全な直営という形だけはとっておくべきじゃないかなという気がするわけですが、それはどうですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

済みません、私ちょっと答弁の中で直営と申し上げましたけれども、今シルバーの方に業務をお願いいたしまして、それから臨時の職員さんで対応をしていただいております。そういうことで直営ではございません。訂正をいたします。（「だから、決まるまでは完全に直営としての働きかけをしてください」と呼ぶ者あり）指定管理者につきましては、9月1日までは指定管理者に持っていくということで、今後作業を進めていくわけですが、今現在もシルバーの方をお願いしておりますけれども、職員も例えば日曜日とか祭日ですね、行ける分については私たちも極力足を運んでおります。おっしゃるように、直営で持っていった方がということでございますけれども、できれば予算も計上しておりますので、今このまま指定管理者へ移行するまでは現行どおりでいかせていただいて、私たちも管理の問題ありますので、施設の方には極力足を運んで管理運営についても監視をしていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

お気持ちは十分わかりますが、それが本当にそれでいいのかというところなんですよ。だから、さあ、そしたらいいんじゃないですかということは私も言えない立場なんですよね。いわゆる制度上として、直営か指定管理者を選ぶかという二者択一が迫られている状態ですので、そのあたりはきちっとした対応の中で考えていくべきじゃないかなと。それはほかの施設もいっぱいあります。それについてもやはりそういう考えを持っていくべきじゃないかなということだけ申し述べておきます。

○議長（山口 要君）

答弁いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第2款、総務費までの質疑を終わります。

お諮りいたします。議案審議の途中ですけれども、本日はこれをもって延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日はこれで延会します。大変お疲れさまでございました。

午後5時33分 延会